

令和7年度 岡山県営住宅入居案内書 (第2回入居申込)

1 入居募集の受付期間等（日、祝日も受付を行います。）

	受 付 期 間	入居予定日
第1回	令和7年4月3日（木）～4月9日（水）	令和7年7月1日（火）
第2回	令和7年7月3日（木）～7月9日（水）	令和7年10月1日（水）
第3回	令和7年10月2日（木）～10月8日（水）	令和8年1月1日（木）
第4回	令和8年1月8日（木）～1月14日（水）	令和8年4月1日（水）

※この冊子は、各回募集月の上旬から配布します。

2 第2回入居申込について【1次募集】※追加募集については8ページに記載しています。 持参、郵送、又は電子申請のいずれかの方法でお申込ください。 申込の際に提出された書類などは、一切返却できませんのでご了承ください。

	受付期間	受付時間	受 付 場 所
持 参	7月3日（木） ～ 7月9日（水）	8時30分 ～19時00分 ※日曜、祝日 17時30分まで	岡山市北区磨屋町10番12号 交通オアシスビル4階 （株）東急コミュニティー 岡山県営住宅管理センター
	7月6日（日） ～ 7月7日（月）	10時00分 ～17時00分	津山市大手町5番地の3 美作教育会館 2F 第1会議室
郵 送	・7月9日付けまでの消印があるものを有効とします。 ・信書便でない宅配便・メール便による郵送は無効となります。 ※できるだけ書留又は配達記録で郵送願います。		
電子申請	受 付 期 間		申 請 方 法
	7月3日（木）8時30分 ～7月9日（水）17時00分 ※受付期間内は24時間申請可能です。		岡山県電子申請サービス （インターネット）

<お問い合わせ先・郵送先>

〒700-0826

岡山市北区磨屋町10番12号 交通オアシスビル4階

株式会社東急コミュニティー 岡山県営住宅管理センター 管理係

☎（086）222-6696 FAX（086）222-6755

※詳細につきましては、上記お問い合わせ先までご連絡ください。

※井原市、勝央町及び吉備中央町に所在する県営住宅の入居募集は、各市町において別途行います。

募集時期・申込方法などについては、所在する各市町の公営住宅担当課（部）へお問い合わせください。

電子申請による県営住宅の入居申込について

県営住宅の入居申込が、お手持ちのパソコンやスマートフォンからインターネットで申請できるようになりました。

電子申請に必要なもの

- 1 動作環境を満たすパソコン又はスマートフォン
※携帯電話（いわゆるガラケー）では申請できません。
- 2 連絡がとれるメールアドレス

電子申請の流れ

- 1 「岡山県電子申請サービス」のホームページへアクセスします。
- 2 「手続き申込み」から「県営住宅入居申込み」を選択し、申請フォームに必要な情報を入力して送信してください。
- 3 申請が完了すると、申請時に登録したメールアドレスあてに「申込完了通知メール」が届きます。
- 4 抽選会における優遇措置（入居案内書 16～17 ページ）を希望する方は、岡山県営住宅管理センターへ、必要な書類の写しを持参又は郵送してください。
期限内に書類の提出がない場合、抽選回数の優遇は受けられません。
※持参の場合、受付期間最終日までに提出したものを有効とします。
※郵送の場合、受付期間最終日までの消印があるものを有効とします。
また、簡易書留、配達記録など郵便物の追跡ができる方法でご郵送ください。
- 5 申請受付後、指定管理者から、抽選番号等の通知を郵送します。

電子申請ご利用上の注意事項

- 1 電子申請の受付期間
受付期間中であれば 24 時間申込むことができますが、システムの定期メンテナンス等のため一時的に利用できない場合があります。時間に余裕をもって早めにお申込ください。このような障害などにより、申込が完了しなかった場合の責任は負いかねますので、予めご了承ください。
- 2 受付完了までにかかる日数
申請を県で受理^(注)したのち、指定管理者に申請情報を送信します。
指定管理者に申請情報が届いてからの受付となるため、窓口申請に比べて受付日が遅くなることがあります。
(注) 申請日が土日祝日の場合は、その翌開庁日に受理します。
- 3 申込の無効
申請は、1 世帯につき 1 件に限ります。
また、電子申請で申込まれる場合、窓口(持参)及び郵送での申込はできません。重複して申込まれた場合は、申込された全ての申請が無効となります。

目 次

1	第2回募集团地一覧表	1
	(一般住宅)	1
	(特定目的住宅)	3
2	県営住宅への入居手順	5
3	抽選会等について(日程・会場等のご案内)	7
4	追加募集について	8
5	申込資格等	9
	(1) 申込資格	9
	(2) 単身世帯入居可能住宅への入居申込条件	11
	(3) 特定目的住宅への入居申込条件	12
	(4) その他入居資格に制限がある住宅	13
6	申込に当たっての留意事項	14
	(1) 申込	14
	(2) 抽選会	15
	(3) 部屋選定	15
	(4) 入居資格審査等	15
7	抽選会における優遇	16
	(1) 優遇の対象世帯と提出書類	16
	(2) 留意事項	18
8	入居収入基準	19
	収入基準早見表	19
	月額所得の計算方法	21
9	各団地の施設等概要	22
10	令和7年度月額所得別家賃表	23
11	住宅間取り図	25
12	入居後の注意事項等	38
□	入居申込書	40
◆	入居申込書記入例	42

1 第2回募集团地一覧表(令和7年度)
(一般住宅)

市町村	団地名	部屋番号	階	住 宅				単身 入居	浴 槽	駐 車 場	備 考
				構 造	タイプ	間取り	専用 面積				
岡山市	原 尾 島	2-202	2	RC造 8階建	2DK	6/6	53.4㎡	○	○	◎	エレベーター付き
	東 岡 山	4	2	RC造 4階建	3K	6/4.5/3	37.5㎡	○	△	△	残置浴槽
	東 岡 山	623	3	RC造 5階建	2DK	6/6	33.9㎡	○	×	△	
	西 大 寺	2-6-2-404	4	RC造 4階建	3DK	6/6/4.5	58.9㎡	×	○	◎	
	西 大 寺	2-6-3-201	2	RC造 4階建	2DK	6/4.5	45.4㎡	○	○	◎	
	西 大 寺	2-6-4-102	1	RC造 4階建	3DK	6/6/6	61.0㎡	×	○	◎	
	西 大 寺	3-8-5-203	2	RC造 4階建	4DK	6/6/6/4.5	79.2㎡	×	○	◎	4人以上
	西 大 寺	4-4-M-302	3	RC造 4階建	2LDK	6/6	58.2㎡	×	○	◎	
	西 大 寺	4-7-R-304	3	RC造 4階建	3DK	6/6/4.5	58.9㎡	×	○	◎	
	芳 賀 佐 山	6-204	2	RC造 5階建	3DK	6/6/4.5	54.6㎡	○	×	○	
	芳 賀 佐 山	14-301	3	RC造 5階建	3DK	6/6/6	58.4㎡	×	×	○	
	う ら や す	5-105	1	RC造 3階建	3DK	6/6/4.5	68.4㎡	×	×	◎	
玉野市	玉 原	8-2-204	2	RC造 5階建	3DK	6/4.5/3	38.0㎡	○	×	△	
赤磐市	山 陽	1-9-1-502	5	RC造 5階建	3DK	6/6/3	50.8㎡	○	×	△	
	山 陽	3-9-2-506	5	RC造 5階建	3DK	6/6/3	48.9㎡	○	×	△	
	山 陽	6-1-4-201	2	RC造 5階建	3LDK	6/6/4.5	77.1㎡	×	○	△	4人以上
	山 陽	6-1-4-405	4	RC造 5階建	3DK	6/4.5/3	41.0㎡	○	×	△	
	山 陽	7-1-8-101	1	RC造 5階建	3DK	6/4.5/3	44.4㎡	○	×	△	
	山 陽	7-2-4-406	4	PC造 5階建	3DK	6/4.5/3	43.3㎡	○	○	△	階段踊り場停止エレベーター付き

市町村	団地名	部屋番号	階	住 宅				単 身 入 居	浴 槽	駐 車 場	備 考
				構 造	タイプ	間取り	専用 面積				
倉敷市	中庄(旧)	22-2-24 F-83	2	RC造 4階建	2K	6/4.5	31.0㎡	○	×	△	
	中庄(旧)	5-3-23	2	RC造 5階建	3K	6/6/6	47.5㎡	○	×	△	
	中庄(新)	2-1-404	4	RC造 4階建	3DK	6/6/4.5	65.0㎡	×	○	◎	
	中庄(新)	2-1-506	5	RC造 5階建	2DK	7/6	53.9㎡	○	○	◎	エレベーター付き
	中庄(新)	2-4-302	3	RC造 3階建	2LDK	6/6	57.6㎡	×	○	◎	
	中庄(新)	6-2-201	2	SRC造 11階建	4DK	6/6/6/4.5	79.3㎡	×	○	◎	エレベーター付き 4人以上
	中庄(新)	9-3-101	1	RC造 4階建	3DK	6/6/4.5	68.2㎡	×	○	◎	
	笹 沖	2-505	5	RC造 5階建	3DK	6/6/3	50.8㎡	○	×	△	
	笹 沖	4-306	3	RC造 5階建	3DK	6/6/3	50.8㎡	○	×	△	
	笹 沖	8-207	2	RC造 5階建	3DK	6/6/4.5	54.6㎡	○	×	△	
	中 洲	4-502	5	RC造 5階建	3DK	6/6/4.5	54.6㎡	○	×	○	
	中 洲	8-504	5	RC造 5階建	3DK	6/6/4.5	54.6㎡	○	×	○	
	菰 池	4-104	1	RC造 3階建	2DK	6/6	51.9㎡	○	○	◎	エレベーター付き
総社市	総 社	11	2	RC造 4階建	2DK	6/4.5	31.0㎡	○	×	△	
	総 社 泉	1-302	3	RC造 4階建	3DK	6/6/6	58.4㎡	×	×	○	
津山市	佐 良 山	1-203	2	RC造 3階建	3DK	6/6/6	62.9㎡	×	×	○	
	河 辺	1-108	1	RC造 5階建	3DK	6/6/4.5	53.0㎡	○	○	○	
	河 辺	2-503	5	RC造 5階建	3DK	6/6/4.5	53.0㎡	○	○	○	
計	16団地	37戸						23			

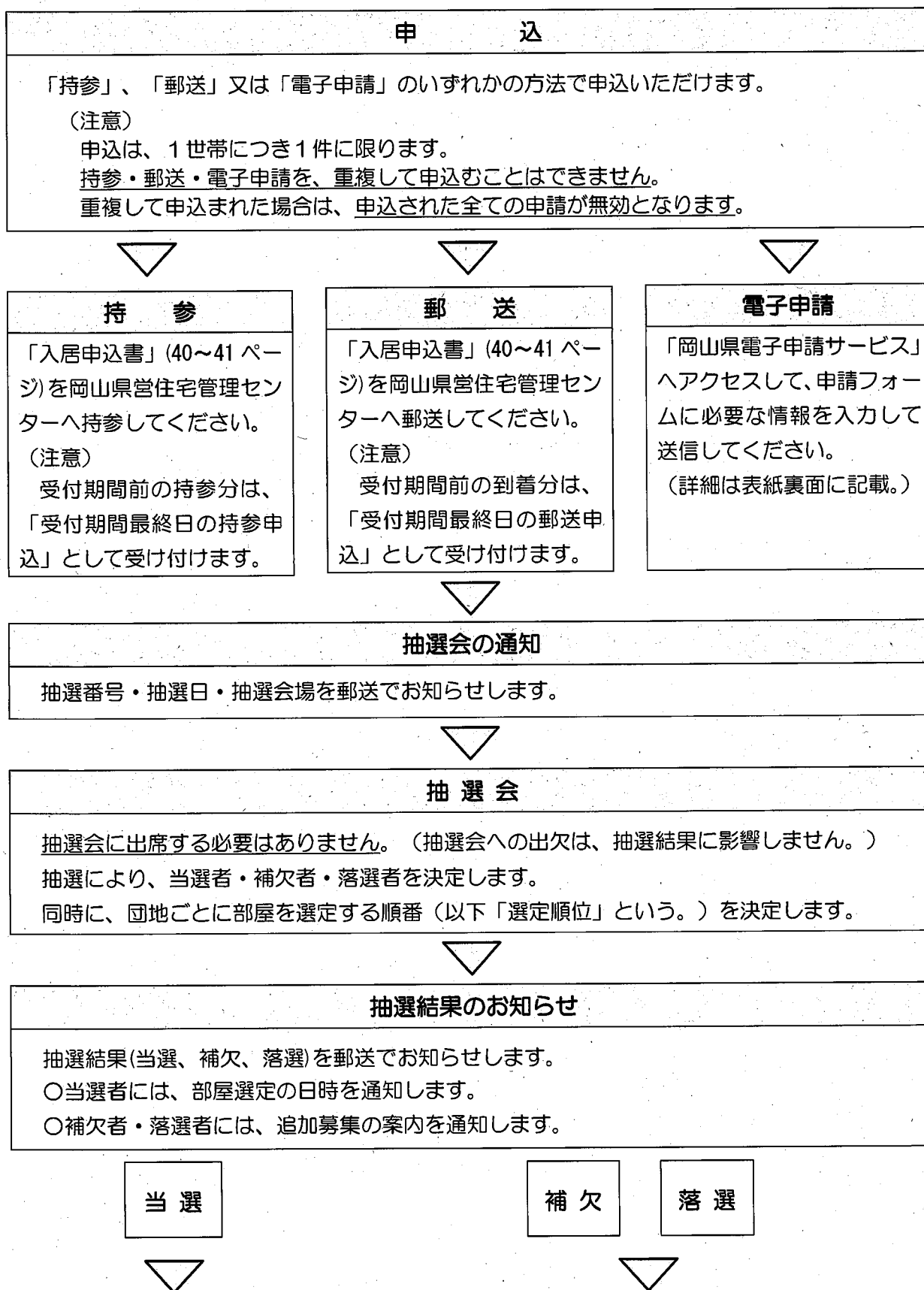
(特定目的住宅)

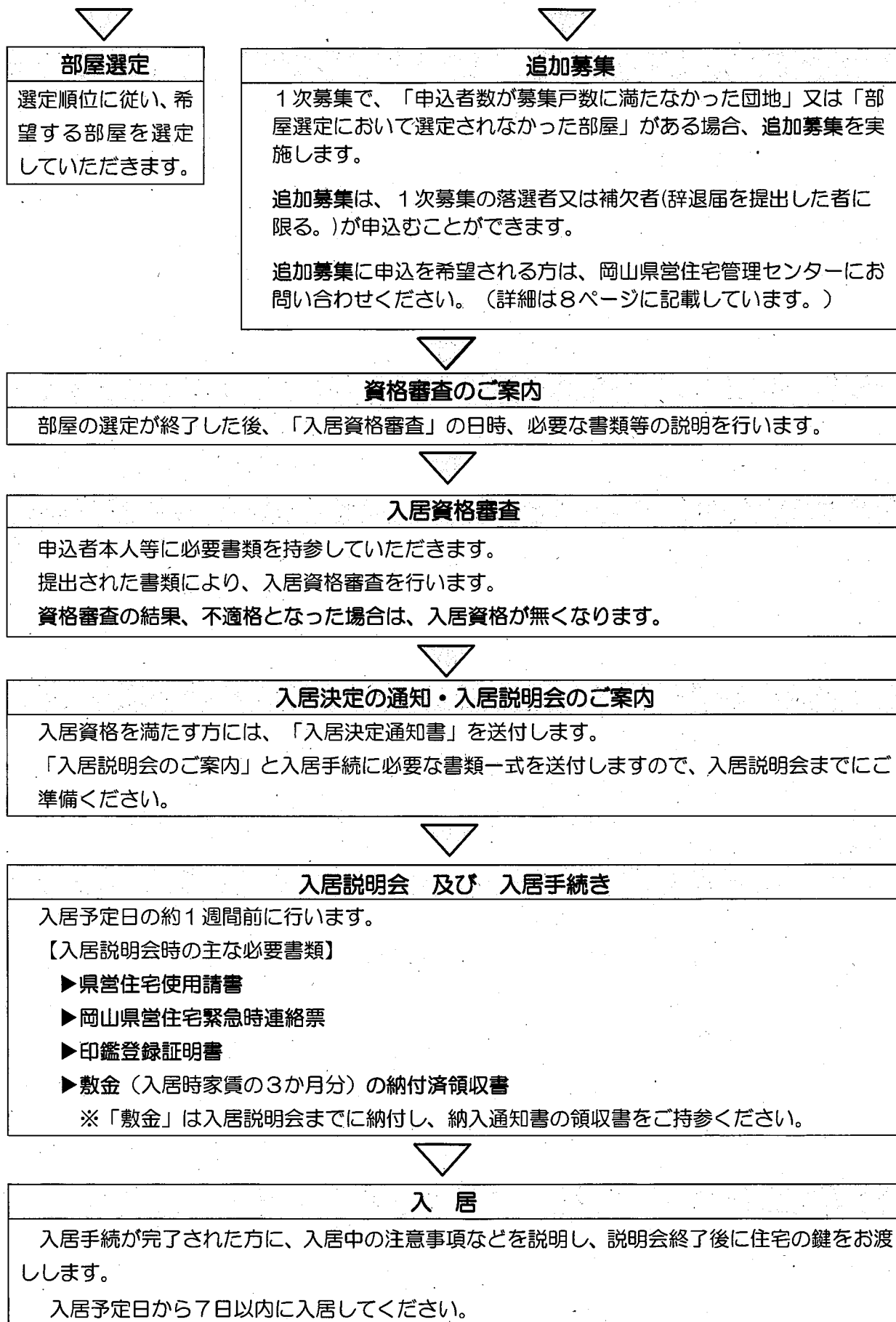
市町村	団地名	部屋番号	階	住 宅				単 身 入 居	浴 槽	駐 車 場	備 考
				構 造	タイプ	間取り	専用 面積				
岡山市	東 岡 山	313	1	RC造 4階建	2DK	6/4.5	31.0㎡	○	○	△	高齢者世帯向け住宅 事故住宅
	う ら や す	6-106	1	RC造 3階建	2LDK	6/4.5	58.4㎡	×	○	◎	身体障害者世帯向け住宅
	西 大 寺	3-8-13-402	4	RC造 4階建	3DK	6/6/6	66.7㎡	×	○	◎	子育て世帯向け住宅
備前市	伊 部	2-507	5	RC造 6階建	2DK	6/6	54.7㎡	○	○	◎	シルバーハウジング エレベーター付き
赤磐市	山 陽	7-2-9-105	1	RC造 5階建	3DK+S	6/6/4.5/S	60.1㎡	×	○	△	高齢者同居世帯向け 住宅 4人以上
倉敷市	中 洲	2-104	1	RC造 5階建	3DK+S	6/6/4.5/3	60.3㎡	×	×	○	高齢者世帯向け住宅
	中 洲	7-402	4	RC造 5階建	3DK	6/6/6	58.4㎡	×	×	○	子育て世帯向け住宅
	中 山	2-15-105	1	RC造 5階建	2DK	6/6	33.9㎡	○	○	△	高齢者世帯向け住宅
計	7団地	8戸						3			

※ 特定目的住宅の入居申込条件については、4 ページをご覧ください。

- 1) 「構造」欄の略称は、次のとおりです。
 RC造 : 鉄筋コンクリート造
 SRC造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造
 PC造 : プレキャストコンクリート造
- 2) 「間取り」欄の数字は、畳数及び畳相当数の洋室。Sはサンルーム、Lはリビング。
- 3) 「単身入居」欄に○印のある住宅は、単身で入居が可能な住宅で、2DK又は56㎡未満の住宅となります。
- 4) 「浴槽」欄に×印のある住宅は、浴槽及び風呂釜（給湯設備）が設置されていないため、入居者において設置してください。
 △印のある住宅は、以前の入居者が使用した浴槽等が残置してありますので、継続使用することは可能ですが、維持管理等の一切の責任は入居者の負担になります。
 なお、継続使用を希望しない場合は、県（指定管理者）が浴槽等を撤去しますが、設置費用等は入居者の負担になります。
- 5) 「駐車場」欄の符号は、次のとおりです。
 ◎：県管理（有料）で、全戸数分完備（1戸1台）
 ○：団地自治会（町内会）管理で、おおむね全戸数分あり
 △：団地自治会（町内会）管理で、全戸数分なし
 ×：駐車場なし
 ※ 駐車場が完備されていない団地では、入居者個人で団地外に確保していただくこととなります。また、駐車場完備の団地でも1戸1台のみとなっていますので、2台目以降は入居者個人で団地外に駐車場を確保していただくことになります。
 ※ 団地内においては、許可又は承認を得ずに駐車することはできません。
 なお、駐車場を使用できる自動車は、原則として、所有者（又は使用者）が入居者になっているものに限られます。
- 6) 「備考」欄について
 ア 「高齢者等」と表示しているものは、高齢者・障害者に配慮した住宅で、入居できる方は次のいずれかに該当する方です。
 ① 申込者又は同居の親族に60歳以上の高齢者がいる方。
 ② 申込者又は同居の親族に、中度又は重度の下肢機能障害者等（身体障害者手帳に下肢機能、体幹機能又は乳幼児期の非進行性の脳病変による運動機能のうち移動機能の障害がある者として記載され、その程度が1級から4級までのいずれか）がいる方。
 イ 「事故住宅」と表示しているものは、前入居者の方が住戸内において死亡した状態で発見された住宅です。
 また、入居後は、事故住宅であることを理由に他の住宅へのあっせんを受けることができませんので、ご承知ください。
- 7) 土砂災害警戒区域内及び土砂警戒特別警戒区域内に位置する団地について
 次の団地については「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく区域が含まれていますので、市が発行するハザードマップなどにより詳細をご確認ください。
 【団地内の住棟の一部が土砂災害警戒区域に含まれる】
 光ヶ丘団地、菰池団地、山陽団地
 【団地内の敷地の一部が土砂災害警戒区域に含まれる】
 光ヶ丘団地、菰池団地、伊部団地、山陽団地
 （うち光ヶ丘団地は団地内の敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に含まれる。）
 その他県営住宅の災害に関する情報は岡山県のホームページ
<http://www.gis.pref.okayama.jp/bousai/> を参照してください。
- 8) 石綿（吹付けアスベスト）が使用されている団地について
 林田団地は、天井材料に石綿（吹付けアスベスト）が使用されていますが、囲い込み工事を実施済みです。

2 県営住宅への入居手順





3 抽選会等について（日程・会場等のご案内）

1次募集の日程になります。追加募集については、8ページをご覧ください。

抽 選 会

1	日 程	7月23日(水) ※全団地をこの日に行います。
2	場 所	岡山県立図書館サークル活動室1（岡山市北区丸の内2-6-30）
3	その他	申込者の参加は必要ありません。 抽選番号等を、7月17日頃(予定)に郵送でお知らせします。

部 屋 選 定

1	日 程		団 地 名
		8月7日(木)	原尾島、西大寺、玉原、山陽、佐良山、河辺、伊部
		8月8日(金)	芳賀佐山、東岡山、うらやす、笹沖、中洲、菰池、中山、中庄(旧)、中庄(新)、総社、総社泉
2	場 所	TKP 岡山会議室（岡山市北区磨屋町1-6 岡山磨屋町ビル2F）	
3	その他	詳細については、当選者へ7月25日頃にご案内を郵送する予定です。万一、8月4日頃までに当案内が届かない場合は、必ず電話にてお問い合わせください。 なお、部屋選定に欠席された方は、「失格」となります。	

入 居 資 格 審 査

1	日 程	8月9日(土)～8月30日(土) ※日曜日は8月17日のみ
2	場 所	株式会社東急コミュニティー岡山県営住宅管理センター

入 居 説 明 会

1	日 程	9月24日(水)
2	場 所	第一セントラルビル9階 大ホール（岡山市北区本町6-36）

4 追加募集について【※窓口受付のみ】

1次募集の申込者限定

1 受付期間等

問合せ・受付期間 (窓口のみ)	受付時間	受付場所	入居 予定日
8月12日(火) ～ 8月16日(土)	8時30分 ～ 17時30分	岡山市北区磨屋町10番12号 交通オアシスビル4階 ㈱東急コミュニティー 岡山県営住宅管理センター	令和7年 11月1日(土)

※祝日の受付はしていません。

2 対象者について

1次募集の補欠者又は落選者が追加募集に申込みことができます。

※1次募集に申込されていない方が追加募集のみ申込みことはできません。

追加募集の申込をされた時点で、1次募集の補欠者資格を失います。

3 募集住宅について

追加募集では、1次募集で「申込者が募集戸数に満たなかった団地」又は「部屋選定において選定されなかった部屋」について募集します。

追加募集の部屋番号等については、ホームページでの公表を行いません。

上記の期間内に岡山県営住宅管理センターへ直接お問い合わせください。

4 申込方法

部屋番号単位でお申込ください。

上記の受付期間内に、岡山県営住宅管理センターへ来所の上、お申込ください。なお、電話、郵送及び電子申請での申込はできません。(※特段の事情により受付期間内の来所が難しい方は事前にご相談ください。)

1つの部屋に複数の申込がある場合は、抽選となります。(※先着順ではありません。)

5 申込後の流れ

(1)結果の送付 令和7年8月21日(木) 発送 (※当選者にのみ通知)

(2)資格審査 令和7年9月2日(火)～9月19日(金)

6 注意事項

○1次募集の申込団地と異なる団地でも申込みことができます。

○1次募集の申込時から家族構成を変更して申込みことはできません。(出産・死亡を除く。)

5 申 込 資 格 等

(1) 申 込 資 格

県営住宅に申込をされる方は、次のアからカまでの全項目に該当している必要があります。

ア 現に同居し、又は同居しようとする親族のある方

親族には、次のような方も含みます。

- ① 婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方（同性パートナーを含む）

※ 内縁関係の方については、住民票で「未届の夫」又は「未届の妻」となっていることを確認し、かつ、戸籍謄本で他に婚姻関係のないことを確認します。

※ 同性パートナーの方については、パートナーシップ宣誓受領証などにより確認します。

- ② 婚約者

※ 婚約者と申込む場合は、入籍（内縁を含む。）した旨の証明が提出されないと入居できません。

- ③ 「里親制度」などによる事実上親族と同様の事情にある方

イ 「入居収入基準」に合致される方

「月額所得」が158,000円以下の世帯であること。

（「月額所得の計算方法」は、21ページを参照してください。）

ただし、「月額所得」が158,000円を超える方でも、次の表に該当する高齢者・障害者等の世帯で「月額所得」が214,000円以下であれば申込できます。

《 高齢者・障害者等の世帯 》

該 当 世 帯 区 分		要 件
高 齢 者 世 帯		入居者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満からなる世帯
障 害 者 世 帯	身 体 障 害 者	入居する方の中に、身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級～4級に該当する方がいる世帯
	精 神 障 害 者	入居する方の中に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級に該当する方がいる世帯
	知 的 障 害 者	入居する方の中に、療育手帳の交付を受け、障害の程度がおおむね中度以上の知的障害の方がいる世帯

戦 傷 病 者 世 帯	入居する方の中に、戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法の特別項症～第6項症又は第1款症に該当する方がいる世帯
原子爆弾被爆者世帯	入居する方の中に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
引 揚 者 世 帯	入居する方の中に、海外から引き揚げて5年未満の方がいる世帯
ハンセン病療養所入居者等世帯	入居する方の中に、ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯
子 育 て 世 帯	同居者に高等学校を卒業するまでの間（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの間にある者がある世帯

ウ 現在、住宅に困っておられる方（41ページの「住宅困窮の状況」にある方）

持家のある方又は公営住宅等の公的住宅及び会社の社宅・寮に入居されている方は、原則として申込はできません。公営住宅に入居中でやむを得ない事情がある場合は、申込を行う前に必ずお住まいの市町村にお問い合わせください。

エ 申込者本人及び同居しようとする親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと

オ 申込者本人の住所もしくは勤務場所が岡山県内にある方、又は新たに岡山県内に居住することが必要と認められる方

カ 過去に県営住宅に入居していた方については、現に家賃又は駐車場使用料の未納がないこと

※ そ の 他

- ・緊急時の対応にご協力をお願いする場合がありますので、緊急時連絡先を提出していただきます。
- ・原則、未成年者の申込は認められません。

※ 東日本大震災の被災者の方

平成23年の東日本大震災において、福島県の「浜通り」及び「中通り」に居住されていた被災者の方につきましては、申込資格の条件が緩和される場合があります。

詳細については、お問い合わせください。

(2) 単身世帯入居可能住宅への入居申込条件

単身で入居の申込ができる方は、「(1) 申込資格」のイからオまでの全てに該当し、かつ、次のaからiまでのいずれかに該当する方です。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は申込できません。

- a 60歳以上の方
- b ① 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級～4級に該当する方
② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
③ 療育手帳の交付を受けている方
- c 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法の特別項症～第6項症又は第1款症に該当する方
- d 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- e 生活保護又は中国残留邦人等で支援給付を受給中の方
- f 海外から引き揚げて5年未満の方
- g 国立ハンセン病療養所等に入所していた方
- h 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」という。）第1条第2項に規定する被害者で、
① DV法第3条第3項第3号の規定による一時保護又はDV法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
② DV法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
③ DV法第1条第2項に規定する被害者で、婦人相談所等において、配偶者（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）からの暴力を理由に保護されたことの証明が受けられる者
- i 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等（hに該当する方を除く。）で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったと認められる方

(注) b～iに該当する単身の方は、その内容の分かる書類を「入居申込書」に添えて申込をしてください。

なお、伊部団地、山陽団地、総社団地、林田団地及び河辺団地については、上記aからiまでのいずれにも該当しない方でも、単身で入居申込をすることができます。

③ 特定目的住宅への入居申込条件

高齢者世帯や、入居する方の中に身体障害者がいる世帯など、一定の要件を満たす方だけが申込することができます。

いずれの住宅も、「(1) 申込資格」のイからオまでの全てに該当し、かつ、その区分の入居資格に該当することが必要です。

特定目的住宅への入居を希望される方のうち、2つ以上の区分に該当する方については、申込時に希望する区分を選んでいただきます。

区 分	入 居 資 格	団 地	戸数
多 家 族 世帯向け住宅	申込者及び同居しようとする親族を合わせた人数が6人以上の世帯であること。	う ら や す	6
高 齢 者 同 居 世帯向け住宅	申込者又は同居の親族に60歳以上の高齢者がいる世帯で同居しようとする親族が3人以上であること。 (申込者を含む入居者が4人以上)	芳 賀 佐 山 西 大 寺 中 庄 (新) 総 社 泉 山 陽	8 13 4 4 6
高 齢 者 世帯向け住宅	申込者本人が60歳以上であり、同居しようとする親族が、配偶者又は18歳未満の児童等であること。	東 岡 山 う ら や す 西 大 寺 中 庄 (新) 中 山 笹 沖 中 州 玉 原 総 社	17 3 86 14 9 8 6 6 8
身 体 障 害 者 世帯向け住宅	申込者又は同居の親族に重度の下肢機能障害者等（身体障害者手帳に下肢機能、体幹機能又は乳幼児期の非進行性の脳病変による運動機能のうち移動機能の障害がある者として記載され、その程度が1級又は2級）がいること。	う ら や す 西 大 寺 中 庄 (新) 菰 池 伊 部	3 11 8 2 4
シ ル バ ー ハウジング (高齢者世帯付き住宅) ※市が生活援助員を派遣し生活相談や安否確認などの福祉サービスを提供する住宅	次の条件を全て満たしていること。 ①65歳以上の単身者、65歳以上の者を含む60歳以上の夫婦又は65歳以上の者のみの世帯。 ②自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下又は高齢のため、独立して生活するには不安があると認められる者。 ③家族等との同居などによる介護・援助が受けられないこと。 ※入居に当たり、市の資格審査があります。 ※入居者は、市が定める費用の負担及び固定電話設置の義務があります。（固定電話は、中庄（新）団地のみ設置が必要です。伊部団地は設置不要です。）	中 庄 (新) 伊 部	23 20

子育て世帯向け 住 宅	同居者に高等学校を卒業するまでの間（18歳に達する 日以後の最初の3月31日）までの間にある者がある世 帯	募集回ごとに決定
----------------	---	----------

(4) その他入居資格に制限がある住宅

次の住宅への入居申込を希望される方は、「(1) 申込資格」のイからオまでの全てに該当し、かつ、入居者が4人以上（申込者を含む。）であることが必要です。

団 地 名	間 取 り
原 尾 島	4DK
西 大 寺	3LDK、4DK
中 庄 (新)	3LDK、4DK
菰 池	4DK
伊 部	4DK
山 陽 (2戸を1戸に改善した中耐住宅)	3LDK

6 申込に当たっての留意事項

申込をされる方は、記入例（42～45ページ）を参考の上、「入居申込書」（40～41ページ）をご記入ください。

(1) 申 込

- ① 申込は、1世帯につき1団地に限ります。複数の団地を申込むことはできません。
また、不自然な世帯分離による申込は認められません。
（例1）夫婦の別居（DV被害者を除く。）
（例2）離婚が成立していない夫婦のどちらか一方が子供と申込む場合（DV被害者を除く。）
（例3）現に親がありながら祖父母と孫だけで申込む場合
- ② 入居後は、原則として、団地内及び他の県営団地への「住宅替え」はできません。
申込団地については十分検討いただいた上で、申込んでください。
- ③ 「入居申込書」に必要事項が記載されていない場合、受け付けることができないことがあります。
必要事項が記載されていない方で、昼間（8：30～17：30）に電話しても連絡が取れない方は、受け付けることができない場合がありますので、ご注意ください。
- ④ 「入居申込書」の提出後は、記載事項の変更はできません。
婚約中で申込んだ後、婚約を解消されたときは、申込は無効となります。
- ⑤ 「入居申込書」の提出後は、出産・死亡以外の理由による家族数の増減はできません。
- ⑥ 提出書類の記載内容や、住宅困窮度又は収入状況について実態調査をすることがあります。
調査の結果、提出書類の記載内容に偽りや不正があった場合、申込は無効となります。
なお、多額の現金、預貯金、有価証券等の資産を保有されている方は申込をご遠慮ください。
- ⑦ 過去において県営住宅に入居していた方で、家賃の未納がある場合、申込は無効となります。
（受付後、抽選会で当選しても失格となります。）
- ⑧ 入居前のお部屋の内覧はできません。
（部屋をご覧いただけるのは鍵渡し後（入居手続完了後）となります。）
- ⑨ 浴室に、浴槽や風呂釜がついていない住宅は、入居後、入居者の負担でつけてください。
ただし、以前の入居者が使用した浴槽等が残置している団地があり、継続使用することが可能です。
浴槽、風呂釜の有無は、「募集団地一覧表(1～3ページ)」に記載しています。

(2) 抽 選 会

- ① 抽選会は、指定管理者が公開にて行い、当選者及び補欠者（3名以内）を決定します。
補欠者は、当選者が「辞退」や「失格」になった場合に限り、繰り上げての当選となります。
なお、補欠者資格の有効期限は、当該募集時の入居説明会日の前日までとします。
- ② 申込者自身での抽選を行いませんので、抽選会へ出席する必要はありません。
なお、抽選会に出席されなくても、抽選結果に影響することはありません。

(3) 部 屋 選 定

- ① 抽選会とは別日に行います。
- ② 選定順位1番の方から順番に部屋を選定していただきます。
募集团地の「部屋の階数・住宅の構造・住宅タイプ」については募集案内書で確認してください。
「間取り」については部屋選定会場でお渡ししますので、よく確認してください。
なお、部屋選定に欠席・遅刻された場合は、失格となりますので、特に注意してください。
- ③ 申込者の世帯状況や住宅の構造等により、当選しても選定可能な部屋がない場合があります。
- ④ 「申込者が募集戸数に満たなかった団地」又は「部屋選定において選定されなかった部屋」については、追加募集を実施します。

(4) 入居資格審査等

- ① 「入居資格審査」の段階においては、関係機関に照会を行うことがありますのでご承知ください。
- ② 次の場合は、失格となります。
 - ア 入居予定者が入居を辞退したとき。
 - イ 実態調査の結果、入居資格がないと決定されたとき。
 - ウ 入居申込者（その同居者を含む。）が暴力団員であることが判明したとき。
 - エ 申込書等の記載内容が事実と異なるとき。
- ③ 入居時には、「氏名、住宅番号、入居年月日」を、入居される県営住宅の区域を含む町内会又は自治会及び「補助管理人」に通知しますのでご承知ください。
※補助管理人：団地入居者の中から選ばれた人で、株式会社東急コミュニティー岡山県営住宅管理センターとの連絡を担う者

7 抽選会における優遇

申込者（世帯）が下記ア～ナのいずれかの区分に該当する世帯は、優遇の対象世帯として抽選回数が2回となり、当選倍率の優遇を受けることができます。

(1) 優遇の対象世帯と提出書類

区分	該 当 要 件		提 出 書 類
高 齢 者	ア	単身かつ60歳以上の方	・戸籍謄本 (発行後3か月以内のもの)
	イ	申込者本人が60歳以上であり、かつ、同居しようとする親族が、配偶者(年齢は問わない。)、60歳以上の者又は18歳未満の者である世帯	・世帯全員の住民票 (続柄記載のもので、発行後3か月以内のもの)
ひとり親	ウ	配偶者(内縁関係・婚約者を含む。)のない方で、かつ、現に20歳未満の子を扶養している世帯	・戸籍謄本(発行後3か月以内のもの)又は児童扶養手当証書の写し ・入居する親族に20歳以上の者がいる場合、最新の所得証明書 ・親権者の同意書(親権を有しない場合のみ)
子 育 て	エ	同居者に高等学校を卒業するまでの間(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの間にある者がある世帯	・世帯全員の住民票 (続柄記載のもので、発行後3か月以内のもの)
障 害 者	オ	身体障害者手帳1級～4級の方	・身体障害者手帳
	カ	精神障害者保健福祉手帳1級～3級の方	・精神障害者保健福祉手帳
	キ	療育手帳A又はBの方	・療育手帳
生活保護	ク	生活保護受給世帯又は支援給付受給世帯 ^(注)	・生活保護(支援給付)受給証明書 (申込月に発行されたもの)
D V 被 害 者	ケ	DV法第1条第2項に規定する被害者で、児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者	・証明書
	コ	DV法第1条第2項に規定する被害者で、同法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者	
	サ	DV法第1条第2項に規定する被害者で、同法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	・証明書又は決定書
	シ	DV法第1条第2項に規定する被害者で、婦人相談所等において、配偶者(同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)からの暴力を理由に保護されたことの証明が受けられる者	・確認書又は証明書 (発行後3か月以内のもの)

区分	該 当 要 件		提 出 書 類
犯 罪 被害者等	ス	犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等（ケ、コ、サ及びビシに該当する方を除く。）で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったと認められる者	①又は②が証明又は確認できる書類 ①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となったこと ②現在居住している住宅又は付近で犯罪等が行われたため、当該住宅に居住することが困難となったこと
難病患者	セ	障害者総合支援法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上の者がいる世帯	・自立支援給付の受給者証（障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証）等の写し ・診断書等（難病名が確認できるもの）
支援対象 避難者	ソ	子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者	・居住実績証明書
戦傷病者	タ	戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症～第6項症又は同法別表第1号表の3の第1款症程度であるもの	・戦傷病者手帳
原子爆弾 被害者	チ	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者	・医療特別手当証書又は特別手当証書
引揚者	ツ	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの	・県援護事務主管課長の証明
ハンセン病	テ	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する者	・国立ハンセン病療養所等の長の証明
炭 鉱 離 職 者	ト	離職した炭鉱労働者であって、現に失業しているか、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの	・証明書（炭鉱離職者求職手帳等）
災 害 等	ナ	岡山県営住宅条例第5条に規定する事由に係る者（災害による住宅の滅失、都市計画法・土地収用法等による住宅の除却等）	・証明書

※「支援給付受給世帯」とは、中国残留邦人等で支援給付を受けている方がいる世帯をいう。

※DV法とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をいう。

※子ども・被災者支援法とは、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」をいう。

(2) 留 意 事 項

申込について

- ① 優遇世帯に該当する方は、「入居申込書」裏面に記載している【抽選回数の優遇】において該当する要件（ア～ナ）に○印を付し、申込時に必要な提出書類を添付してください。
申込期間内に必要な書類の提出がない場合、又は不備がある場合は、優遇は受けられません。
- ② 提出書類について、記載内容の実態調査を行うことがあります。
- ③ 優遇を受けた方が当選後、要件に該当しないことが判明した場合は、失格となります。
- ④ 優遇世帯に複数該当する場合であっても、重複して優遇を受けることはできません。
(優遇を受けても、抽選の最大回数は1世帯につき2回までです。)

優遇の対象世帯・提出書類について

- ① ウについて、入居しようとする親族に、20歳以上の者で経常的収入を得る職業に就いているものがある場合は優遇世帯に該当しません。
- ② オ、カ、キ、セの提出書類の写しについては、氏名、障害の種別・程度等が記載されている箇所を提出してください。

8 入居収入基準

あなたの世帯の収入によって、また、入居家族数等によって家賃が決まります。

21 ページの計算方法により、「月額所得」を算出し、あなたの世帯の収入が入居収入基準内にあるかどうかを、次の早見表で確認してください。

なお、「月額所得」欄の①～⑥が、23～24 ページの月額所得別家賃表に対応しています。

収入基準早見表

この表は、収入のある方が1人で、かつ、特別控除対象者（70歳以上同一生計配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、寡婦、ひとり親、障害者、特別障害者）がいない場合です。

(単位:円)

区分			月額所得	扶養家族数(申込者を含む。)と年間総収入(税込み)金額					
				単身者	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
給与所得者	高齢者・身体障害者等の世帯	①	0	0	0	0	0	0	0
			104,000	2,043,999	2,583,999	3,127,999	3,663,999	4,135,999	4,611,999
		②	104,001	2,044,000	2,584,000	3,128,000	3,664,000	4,136,000	4,612,000
			123,000	2,367,999	2,911,999	3,451,999	3,947,999	4,423,999	4,895,999
		③	123,001	2,368,000	2,912,000	3,452,000	3,948,000	4,424,000	4,896,000
			139,000	2,643,999	3,183,999	3,711,999	4,187,999	4,663,999	5,135,999
		④	139,001	2,644,000	3,184,000	3,712,000	4,188,000	4,664,000	5,136,000
			158,000	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
		⑤	158,001	2,968,000	3,512,000	3,996,000	4,472,000	4,948,000	5,424,000
			186,000	3,447,999	3,943,999	4,415,999	4,891,999	5,367,999	5,843,999
		⑥	186,001	3,448,000	3,944,000	4,416,000	4,892,000	5,368,000	5,844,000
			214,000	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999
事業所得者	高齢者・身体障害者等の世帯	①	0	0	0	0	0	0	0
			104,000	1,248,011	1,628,011	2,008,011	2,388,011	2,768,011	3,148,011
		②	104,001	1,248,012	1,628,012	2,008,012	2,388,012	2,768,012	3,148,012
			123,000	1,476,011	1,856,011	2,236,011	2,626,011	2,996,011	3,376,011
		③	123,001	1,476,012	1,856,012	2,236,012	2,626,012	2,996,012	3,376,012
			139,000	1,668,011	2,048,011	2,428,011	2,808,011	3,188,011	3,568,011
		④	139,001	1,668,012	2,048,012	2,428,012	2,808,012	3,188,012	3,568,012
			158,000	1,896,011	2,276,011	2,656,011	3,036,011	3,416,011	3,796,011
		⑤	158,001	1,896,012	2,276,012	2,656,012	3,036,012	3,416,012	3,796,012
			186,000	2,232,011	2,612,011	2,992,011	3,372,011	3,752,011	4,132,011
		⑥	186,001	2,232,012	2,612,012	2,992,012	3,372,012	3,752,012	4,132,012
			214,000	2,568,011	2,948,011	3,328,011	3,708,011	4,088,011	4,468,011
年金所得者(65歳未満)	高齢者・身体障害者等の世帯	①	0	0	0	0	0	0	0
			104,000	2,164,015	2,670,682	3,177,349	3,684,015	4,180,014	4,627,072
		②	104,001	2,164,016	2,670,683	3,177,350	3,684,016	4,180,015	4,627,073
			123,000	2,468,015	2,974,682	3,481,349	3,988,015	4,448,249	4,895,308
		③	123,001	2,468,016	2,974,683	3,481,350	3,988,016	4,448,250	4,895,309
			139,000	2,724,015	3,230,682	3,737,349	4,227,072	4,674,131	5,121,190
		④	139,001	2,724,016	3,230,683	3,737,350	4,227,073	4,674,132	5,121,191
			158,000	3,028,015	3,534,682	4,041,349	4,495,308	4,942,367	5,389,425
		⑤	158,001	3,028,016	3,534,683	4,041,350	4,495,309	4,942,368	5,389,426
			186,000	3,476,015	3,982,682	4,443,543	4,890,602	5,337,661	5,784,719
		⑥	186,001	3,476,016	3,982,683	4,443,544	4,890,603	5,337,662	5,784,720
			214,000	3,924,015	4,391,778	4,838,837	5,285,896	5,732,955	6,180,014

(つづき)

(単位:円)

区分			月額所得		扶養家族数(申込者を含む。)と年間総収入(税込み)金額					
					単身者	2人	3人	4人	5人	6人
年金所得者(65歳以上)	高齢者・身体障害者等の世帯	一般の世帯	①	0 ¥104,000	0 ¥2,448,011	0 ¥2,828,011	0 ¥3,208,011	0 ¥3,684,015	0 ¥4,180,014	0 ¥4,627,072
			②	104,001 ¥123,000	2,448,012 ¥2,676,011	2,828,012 ¥3,056,011	3,208,012 ¥3,481,349	3,684,016 ¥3,988,015	4,180,015 ¥4,448,249	4,627,073 ¥4,895,308
			③	123,001 ¥139,000	2,676,012 ¥2,868,011	3,056,012 ¥3,248,011	3,481,350 ¥3,737,349	3,988,016 ¥4,227,072	4,448,250 ¥4,674,131	4,895,309 ¥5,121,190
			④	139,001 ¥158,000	2,868,012 ¥3,096,011	3,248,012 ¥3,534,682	3,737,350 ¥4,041,349	4,227,073 ¥4,495,308	4,674,132 ¥4,942,367	5,121,191 ¥5,389,425
			⑤	158,001 ¥186,000	3,096,012 ¥3,476,015	3,534,683 ¥3,982,682	4,041,350 ¥4,443,543	4,495,309 ¥4,890,602	4,942,368 ¥5,337,661	5,389,426 ¥5,784,719
			⑥	186,001 ¥214,000	3,476,016 ¥3,924,015	3,982,683 ¥4,391,778	4,443,544 ¥4,838,837	4,890,603 ¥5,285,896	5,337,662 ¥5,732,955	5,784,720 ¥6,180,014

(注意事項)

ア ここでは、「収入」とは税込み総収入額をいい、「所得」とは総収入額から税法上認められた必要経費等を控除した後の金額をいいます。

イ 入居する家族(婚約者を含む。)に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの所得の金額を合算します。

21 ページの計算方法により、給与所得者はAに、事業所得者はBに、年金所得者はCに実際の金額を当てはめて計算してください。

ウ 給与所得者で、中途就職者の場合は、次の算出式により、年間総収入(税込み)金額を推定してください。

$$\text{年間総収入(税込み)金額} = \frac{\text{総収入(税込み)金額} - \text{賞与分}}{\text{勤務月数}} \times 12 \text{月} + \text{賞与}$$

なお、転職等で現在の勤務先での勤務月数が1年に満たない場合、従前の勤務先での給与所得は算入しません。

エ 事業所得者で事業開始後1年未満の場合は、次の算出式により、年間総所得金額を推定してください。(ただし、3か月以上営業が継続している場合に限る。)

$$\text{年間総所得金額} = \frac{\text{総収入(税込み)金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 \text{月}$$

オ 年金所得(雑所得)は、次のような収入が対象になります。

公的年金：国民年金(老齢基礎年金)、老齢厚生年金、退職共済年金、

私的年金：企業年金(厚生年金基金・確定給付年金等)、確定拠出年金、国民年金基金

個人年金：年金保険

※ 次のような収入は、「所得」として取り扱いません。

- ・生活保護の各種扶助料
- ・雇用保険及び労災保険の各種給付金
- ・遺族年金及び障害年金
- ・仕送り 等

月額所得の計算方法

A 給与所得金額の計算方法

給与所得の場合、年間総収入（税込み）金額を次の表により年間総所得金額に置き換える計算をしてください。

年間総収入（税込み）金額	年間総所得金額の算出式
551,000円未満	年間総収入（税込み）金額 - 550,000円 = 年間総所得金額
551,000円以上 ~ 1,619,000円未満	年間総収入（税込み）金額 - 550,000円 = 年間総所得金額
1,619,000円以上 ~ 1,620,000円未満	年間総収入（税込み）金額 - 550,000円 = 年間総所得金額
1,620,000円以上 ~ 1,622,000円未満	年間総収入（税込み）金額 - 550,000円 = 年間総所得金額
1,622,000円以上 ~ 1,624,000円未満	年間総収入（税込み）金額 - 550,000円 = 年間総所得金額
1,624,000円以上 ~ 1,628,000円未満	年間総収入（税込み）金額 - 550,000円 = 年間総所得金額
1,628,000円以上 ~ 1,800,000円未満	※印の手順で端数整理した年間総収入（税込み）金額 × 0.6 + 100,000円 = 年間総所得金額
1,800,000円以上 ~ 3,600,000円未満	※印の手順で端数整理した年間総収入（税込み）金額 × 0.7 - 80,000円 = 年間総所得金額
3,600,000円以上 ~ 6,600,000円未満	※印の手順で端数整理した年間総収入（税込み）金額 × 0.8 - 440,000円 = 年間総所得金額
6,600,000円以上 ~ 8,500,000円未満	※印の手順で端数整理した年間総収入（税込み）金額 × 0.9 - 1,100,000円 = 年間総所得金額

※ 年間総収入（税込み）金額が1,628,000円以上の場合、次のとおり端数整理し、②で算出した金額を右欄の「年間総所得金額の算出式」に当てはめる。

- ① 年間総収入（税込み）金額÷4,000円で算出した答の小数点以下を切り捨てる。
- ② ①で算出した数値に4,000円を掛ける。

<端数整理の計算例>

$$\frac{2,671,666\text{円}}{4,000} = 667.9165 \rightarrow 667 \rightarrow 667 \times 4,000\text{円} = 2,668,000\text{円}$$

端数整理した年間総収入（税込み）金額

B 事業所得金額の計算方法

年間総収入（税込み）金額 - 税法上の必要経費

C 年金所得（雑所得）金額の計算方法

年間総収入（税込み）金額	年間総所得金額の算出式
0円 ~ 600,000円	年間総収入（税込み）金額 - 600,000円 = 年間総所得金額
600,001円 ~ 1,299,999円	年間総収入（税込み）金額 - 600,000円 = 年間総所得金額
1,300,000円 ~ 4,099,999円	年間総収入（税込み）金額 × 0.75 - 275,000円 = 年間総所得金額
4,100,000円 ~ 7,699,999円	年間総収入（税込み）金額 × 0.85 - 685,000円 = 年間総所得金額
7,700,000円 ~ 9,999,999円	年間総収入（税込み）金額 × 0.95 - 1,455,000円 = 年間総所得金額
0円 ~ 1,100,000円	年間総収入（税込み）金額 - 1,100,000円 = 年間総所得金額
1,100,001円 ~ 3,299,999円	年間総収入（税込み）金額 - 1,100,000円 = 年間総所得金額
3,300,000円 ~ 4,099,999円	年間総収入（税込み）金額 × 0.75 - 275,000円 = 年間総所得金額
4,100,000円 ~ 7,699,999円	年間総収入（税込み）金額 × 0.85 - 685,000円 = 年間総所得金額
7,700,000円 ~ 9,999,999円	年間総収入（税込み）金額 × 0.95 - 1,455,000円 = 年間総所得金額

注1 勤務月数又は営業月数が12月に満たない場合は、20ページ（ウ・エ）の算出式により年間総収入（所得）金額を推定してください。

注2 「」は、所得者が複数の場合に当てはめて計算してください。

D 控除金額の計算

控除種別	控除対象者	控除金額
一般同居親族等控除	申込者本人を除く、同居（同居しようとする）親族又は遠隔地扶養親族（注）	380,000円 × 人 =
70歳以上同一生計配偶者控除	同一生計配偶者（注）のうち年齢70歳以上の人	100,000円 × 人 =
養親控除	扶養親族（注）のうち年齢70歳以上の人	250,000円 × 人 =
特定扶養親族控除	申込者本人、同居（同居しようとする）親族又は遠隔地扶養親族（注）のうち	
障害者控除	①精神障害者手帳の交付を受けている人で2級・3級の人の人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人の人 ③聴覚障害者手帳の交付を受けている人で特別障害者控除の②に該当しない人 ④年齢65歳以上の障害者の程度が、⑤と同程度であることの福祉事務所の認定書が交付されている人 申込者本人、同居（同居しようとする）親族又は遠隔地扶養親族（注）のうち ①心神喪失の常況にある人 ②精神障害者手帳の交付を受けている人で1級の人 ③身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人の人 ④聴覚障害者手帳の交付を受けている人で特別障害者手帳から第三項までの人 ⑤原子爆弾被害者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑥常に就労を要し複雑な介護を要する人 ⑦年齢65歳以上の障害者の程度が、⑧、⑨と同程度であることの福祉事務所の認定書が交付されている人	270,000円 × 人 =
寡婦控除	申込者本人又は同居（同居しようとする）親族のうち ①夫と離婚した後婚姻をしていない人、かつ、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。扶養親族（注）を有する人で、合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が不明の一定の人で合計所得金額が500万円以下の人	270,000円 × 人 = 所得額が27万円未満の場合 所得額が35万円未満の場合 所得額が35万円以上の場合
ひとり親控除	申込者本人又は同居（同居しようとする）親族のうち、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下で他の者の同一生計配偶者又は扶養親族（注）でない者）を有し、かつ合計所得金額500万円以下の人	350,000円 × 人 = 所得額が35万円未満の場合 所得額が35万円以上の場合

（注）扶養親族及び同一生計配偶者には、年間の合計所得金額が48万円を超える者は含まれない。

$$\text{年間総所得金額合計} = \text{年間総収入（税込み）金額} - \text{（A+B+C）}$$

$$\text{控除金額合計} = \text{年間総収入（税込み）金額} - \text{（A+B+C）}$$

$$\text{月額所得} = \frac{\text{控除金額合計}}{12\text{月}} =$$

世帯区分	申込みできる月額所得
高齢者・障害者等以外の世帯	0円～158,000円以下
高齢者・障害者等の世帯	0円～214,000円以下

9 各地の施設等概要 (※令和7年度第2回の募集団地は、1～3ページに掲載しています。)

所在地	団地名	所在地	建設年度	ガス	浴槽・風呂釜 (給湯設備) ※1	駐車場 ※2	排水処理施設	小学校区	中学校区	交通機関
岡山市	原尾島	岡山市中区原尾島2丁目	H20～27	○	○	◎	公共下水道 浄化槽 合併処理 処理	字野	操山	＜岡電バス＞ 原尾島住宅バス停から徒歩2分 ＜宇野バス・岡備バス＞ 原尾島住宅前バス停から徒歩2分
	光ヶ丘	岡山市中区湊451番地	S34～35		○	×	○	富山	富山	＜岡備バス・めぐりんバス＞ 池の内バス停から徒歩約8分
	東岡山	岡山市中区長岡	S40～43	○		×	○	財田	竜操	＜宇野バス＞ 長岡団地バス停から徒歩約5分
	芳賀佐山	岡山市北区芳賀	S51～54	○		×	○	桃丘	中山	＜中鉄バス＞ 県営住宅前、佐山団地バス停から徒歩約5分
	うらやす	岡山市南区浦安本町94番地14	S56	○		×	○	浦安	芳泉	＜岡電バス＞ 県営うらやす団地前バス停から徒歩約5分
	西大寺	岡山市東区可児2・3・4丁目	S63～H10	○		○	○	可児	旭東	＜岡備バス・めぐりんバス＞ 益野バス停から徒歩約5分
倉敷市	中庄(旧)中庄(新)番地	倉敷市中庄団地3・5・22番地(S53一部改善)H5～12	S36～42(S53一部改善)H5～12	○		×	○	中庄	北	＜下電バス＞ 2・3・4・5・6番地(中庄団地西)9・22番地(中庄団地東)
	中山	倉敷市児島小川10丁目	S44～47	○		×	○	緑丘	児島	＜下電バス＞ 中山団地バス停から徒歩約3分
	笹沖	倉敷市笹沖88番地	S50～51	○		×	○	新田	新田	＜岡備バス＞ 笹沖バス停から徒歩約12分 ＜下電バス＞ 大高バス停から徒歩約20分
	中洲	倉敷市安江550番地1	S51～53	○		×	○	中洲	西	＜岡備バス＞ 水江口から徒歩約5分
	菰池	倉敷市菰池2丁目3番	H14～18		○			赤崎	味野	＜下電バス＞ 菰池1丁目バス停から徒歩約13分
	林田	津山市林田1908番地2	S46	○		○		鶴山	中道	＜中鉄北部バス＞ 県営団地前バス停から徒歩約1分
津山市	河辺	津山市河辺723番地	S60	○		○	○	河辺	津山東	＜中鉄北部バス＞ 河辺北バス停から徒歩約3分
	佐良山	津山市一方285番地	S57～59	○		×	○	佐良山	津山西	＜あさひチェリーバス＞ 一方中バス停から徒歩約5分
玉野市	玉原	玉野市玉原2丁目8番	S44～45	○		×	○	玉原	玉	＜シーバス＞ 第2野間バス停から徒歩約5分
総社市	総社	総社市中央1丁目19番	S39	○		×	○	常盤	総社西	＜JR伯備線、桃太郎線(吉備線)＞ 総社駅から徒歩約10分
	総社泉	総社市泉5番地31	S53～54	○		×	○	総社北	総社東	＜JR赤穂線＞ 伊部駅から徒歩約15分 ＜宇野バス＞ 東伊部バス停から徒歩約10分
備前市	伊部	備前市伊部90番地	H15～17	○		○	○	伊部	備前	＜宇野バス＞ 1丁目(山陽団地中1番)、3丁目(中2番)、6丁目(西6、7番)、7丁目(西4番、足王神社口)
赤磐市	山陽	赤磐市山陽1・3・6・7丁目	S46～50(S49～H14一部改善)	○		×	○	山陽西	高陽	

※1 浴槽・風呂釜 (給湯設備)

○ : 設置済
× : 未設置

※2 駐車場

◎ : 県管理(有料)で、全戸数分完備(1戸1台)
○ : 団地自治会(町内会)管理で、おおむね全戸数分あり
△ : 団地自治会(町内会)管理で、全戸数分なし
× : 駐車場なし
(駐車場がある団地でも、2台目以降は入居者個人で団地外に確保していただくこととなります。)

◆ 注意事項

- ① 浴槽及び風呂釜(給湯設備)は、入居者において設置してください。
ただし、一戸に○印のある団地及び特定目的住宅(高齢者世帯向け住宅・身体障害者世帯向け住宅等)などの一部住宅には設置済みです。
詳細については、1～3ページの募集団地一覧表をご確認ください。
- ② 飲用水は公営水道、電気は中国電力(株)又は各小売電気事業者となります。
- ③ 台所は全戸にあります。ただし、ガスコンロはありませんので入居者において設置してください。
- ④ 造成宅地防災区域内(宅地造成等規制法)にある団地はありません。
- ⑤ 次の団地については「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく区域が含まれていますので、市が発行するハザードマップなどにより詳細をご確認ください。
【団地内の住棟の一部が土砂災害警戒区域に含まれる】光ヶ丘団地、菰池団地、山陽団地
【団地内の敷地の一部が土砂災害警戒区域に含まれる】光ヶ丘団地、菰池団地、伊部団地、山陽団地
(うち光ヶ丘団地は団地内の敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に含まれます。)
- ⑥ 林田団地には、天井材料に石綿(吹付けアスベスト)が使用されていますが、耐震性を有していることを確認しています。
- ⑦ 建物の耐震性については、耐震診断等を実施し、耐震性を有していることを確認しています。

10 令和7年度月額所得別家賃表

市町村	団地名	高齢者・身体障害者等の世帯の月額所得					
		一般の世帯の月額所得					
		① 0 }	② 104,001 }	③ 123,001 }	④ 139,001 }	⑤ 158,001 }	⑥ 186,001 }
		104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000
岡山市	原尾島	16,700 } 32,600	19,200 } 37,600	22,000 } 43,000	24,800 } 48,600	28,400 } 55,500	32,700 } 64,000
	光ヶ丘	6,700 } 6,900	7,700 } 8,000	8,800 } 9,100	10,000 } 10,300	11,400 } 11,800	13,200 } 13,600
	東岡山	6,800 } 9,100	7,800 } 10,500	9,000 } 12,000	10,100 } 13,600	11,600 } 15,500	13,400 } 17,900
	芳賀佐山	15,400 } 20,600	17,800 } 23,700	20,300 } 27,200	22,900 } 30,600	26,200 } 35,000	30,300 } 40,400
	うらやす	16,800 } 27,300	19,400 } 31,500	22,200 } 36,000	25,000 } 40,600	28,600 } 46,400	33,000 } 53,600
	西大寺	14,400 } 32,500	16,600 } 37,500	19,000 } 42,900	21,400 } 48,400	24,500 } 55,300	28,300 } 63,800
倉敷市	中庄(旧)	5,900 } 10,700	6,800 } 12,400	7,800 } 14,200	8,800 } 16,000	10,100 } 18,300	11,700 } 21,100
	中庄(新)	17,000 } 30,200	19,700 } 34,900	22,500 } 39,900	25,400 } 45,000	29,000 } 51,400	33,500 } 59,300
	中山	7,000 } 9,300	8,100 } 10,800	9,300 } 12,300	10,500 } 13,900	12,000 } 15,900	13,900 } 18,400
	笹沖	12,400 } 15,100	14,300 } 17,400	16,400 } 19,900	18,500 } 22,500	21,100 } 25,700	24,400 } 29,700
	中洲	14,100 } 16,000	16,300 } 18,400	18,700 } 21,100	21,000 } 23,800	24,000 } 27,200	27,800 } 31,400
	菰池	18,800 } 27,200	21,700 } 31,400	24,800 } 36,000	28,000 } 40,600	32,000 } 46,400	37,000 } 53,500
津山市	林田	8,400 } 8,800	9,700 } 10,200	11,100 } 11,700	12,500 } 13,200	14,300 } 15,100	16,500 } 17,000
	河辺	14,900 } 15,300	17,200 } 17,600	19,700 } 20,200	22,200 } 22,800	25,400 } 26,000	29,300 } 30,000

市町村	団地名	高齢者・身体障害者等の世帯の月額所得					
		一般の世帯の月額所得					
		①	②	③	④	⑤	⑥
		0 ＼ 104,000	104,001 ＼ 123,000	123,001 ＼ 139,000	139,001 ＼ 158,000	158,001 ＼ 186,000	186,001 ＼ 214,000
津山市	佐良山	16,200 ＼ 16,800	18,700 ＼ 19,400	21,400 ＼ 22,200	24,100 ＼ 25,000	27,600 ＼ 28,600	31,800 ＼ 33,000
玉野市	玉原	6,000 ＼ 7,500	7,000 ＼ 8,700	8,000 ＼ 9,900	9,000 ＼ 11,200	10,300 ＼ 12,800	11,900 ＼ 14,800
総社市	総社	5,900 ＼ 7,600	6,800 ＼ 8,800	7,700 ＼ 10,000	8,700 ＼ 11,300	10,000 ＼ 12,900	11,500 ＼ 14,900
		14,000 ＼ 16,100	16,200 ＼ 18,600	18,500 ＼ 21,300	20,900 ＼ 24,000	23,800 ＼ 27,400	27,500 ＼ 31,600
	総社泉	14,000 ＼ 16,100	16,200 ＼ 18,600	18,500 ＼ 21,300	20,900 ＼ 24,000	23,800 ＼ 27,400	27,500 ＼ 31,600
		14,000 ＼ 16,100	16,200 ＼ 18,600	18,500 ＼ 21,300	20,900 ＼ 24,000	23,800 ＼ 27,400	27,500 ＼ 31,600
備前市	伊部	20,000 ＼ 30,100	23,100 ＼ 34,800	26,400 ＼ 39,700	29,700 ＼ 44,800	34,000 ＼ 51,200	39,200 ＼ 59,100
赤磐市	山陽	7,100 ＼ 18,600	8,200 ＼ 21,500	9,300 ＼ 24,600	10,500 ＼ 27,700	12,100 ＼ 31,700	13,900 ＼ 36,500

- ①～⑥の数字は、月額所得（収入の区分の境界線となる政令月収）です。月額所得の詳しい計算方法は21ページをご覧ください。
なお、①～⑥は、19～20ページの「収入基準早見表」の月額所得欄①～⑥にそれぞれ対応しています。
- 家賃の額は、令和7年度のものであります。
なお、家賃の額の算定基礎となる政令月収及び家賃算定基礎額については、国民の所得水準に応じて変更される場合があります。
また、入居者の世帯収入や家賃算定に係る係数の変動によって、家賃の額が変更になることがあります。
第4回募集に当選し、4月1日以降に入居される方につきましては、翌年度の家賃が適用されます。
- 申請により、家賃が減免される場合があります。
詳しい減免条件や手続については、お問い合わせください。

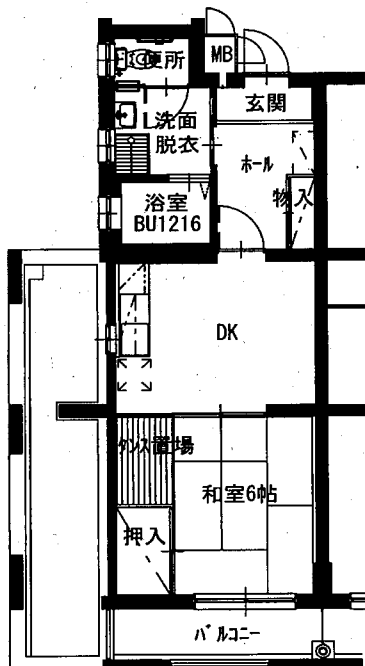
11 住宅間取り図

住宅の間取りについて、各団地の一例を掲載していますので参考にしてください。

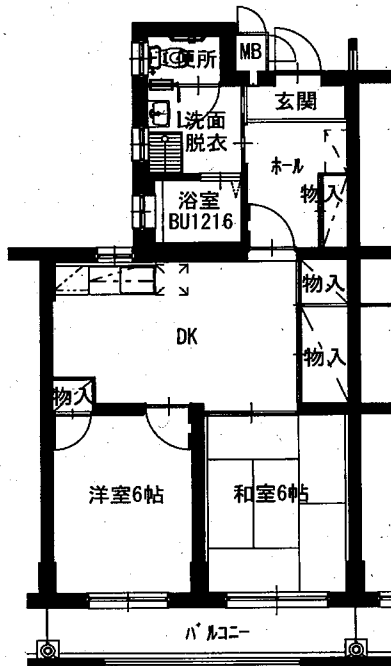
なお、募集住宅については、募集受付場所及び部屋選定会場に掲示しますので、よく確認してください。

◆ 原尾島団地 1号棟

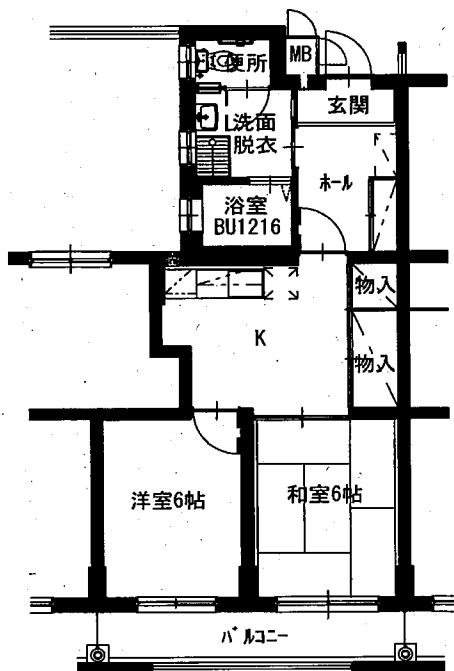
<1DK>



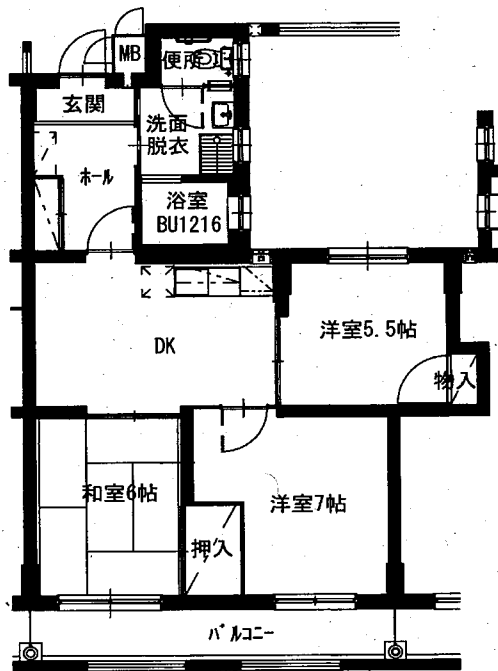
<2DK>



<2K>

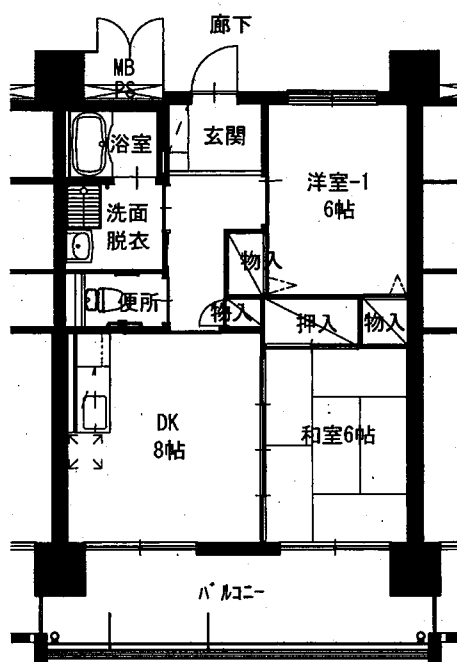


<3DK>

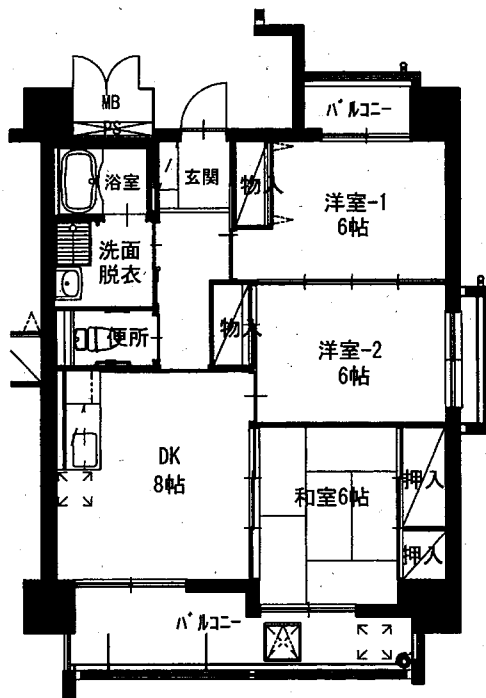


◆ 原尾島団地 2号棟

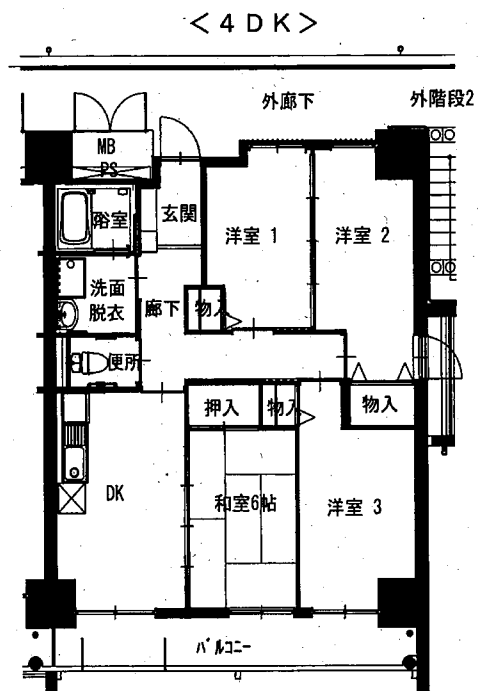
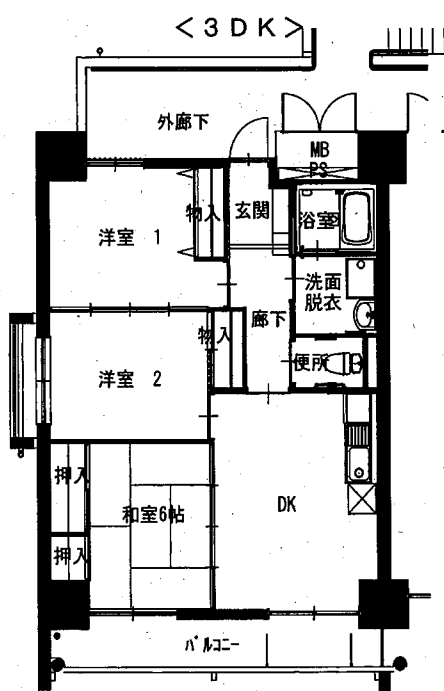
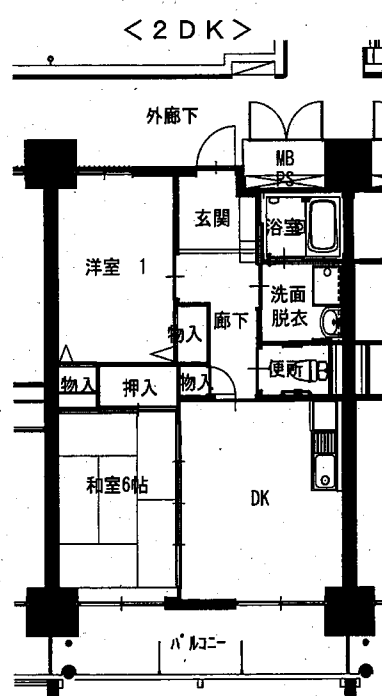
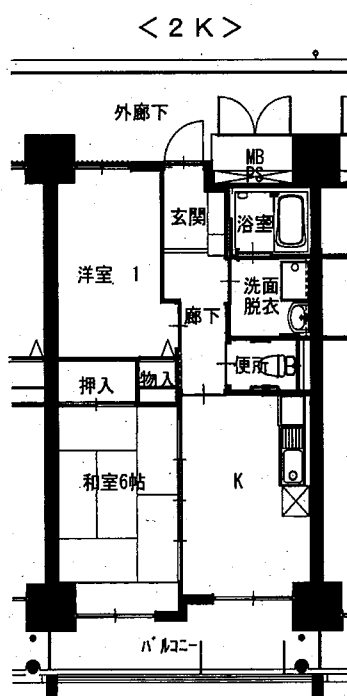
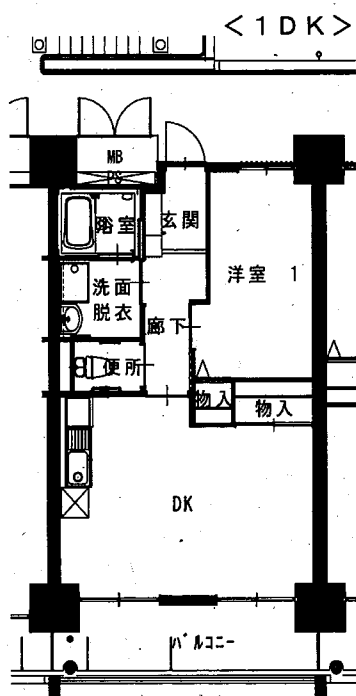
<2DK>



<3DK>

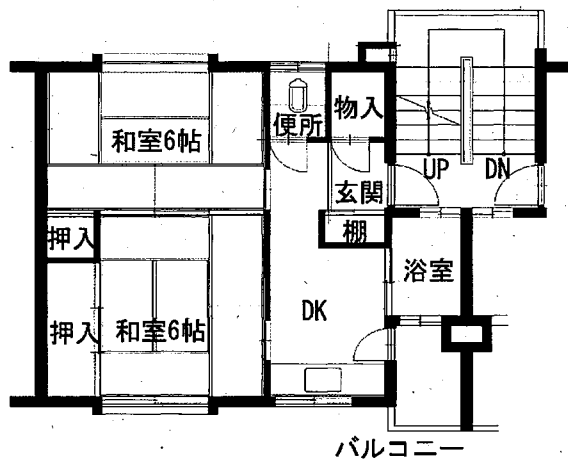


◆ 原尾島団地 3号棟

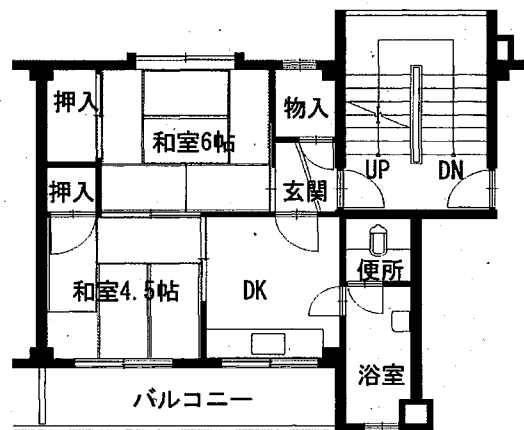


◆ 光ヶ丘団地

<2DK>

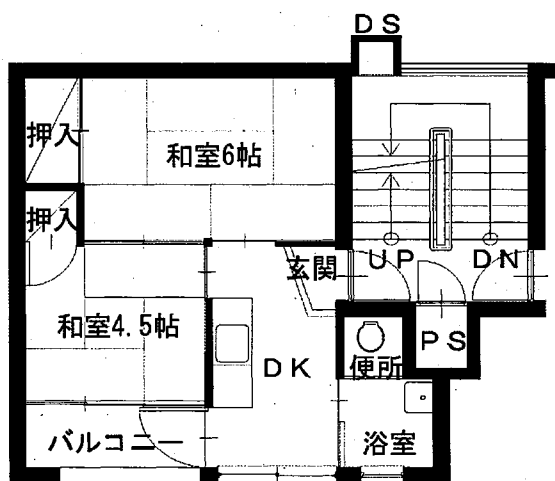


<2DK>

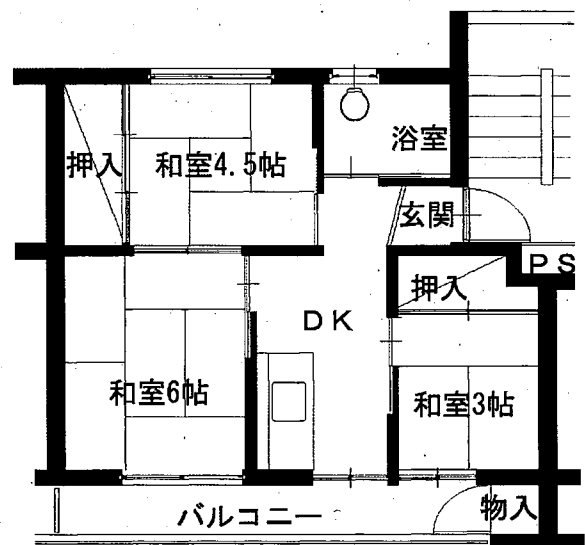


◆ 東岡山団地

<2DK>

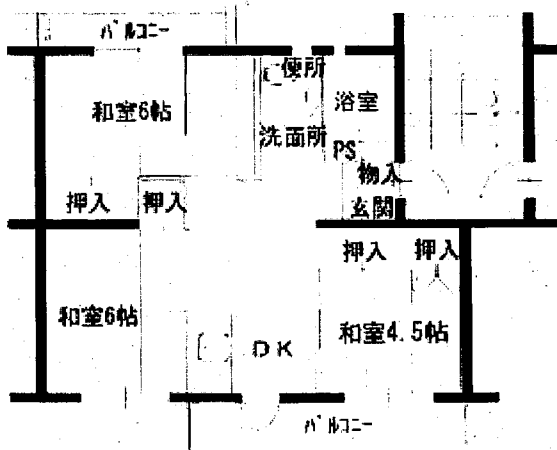


<3DK>

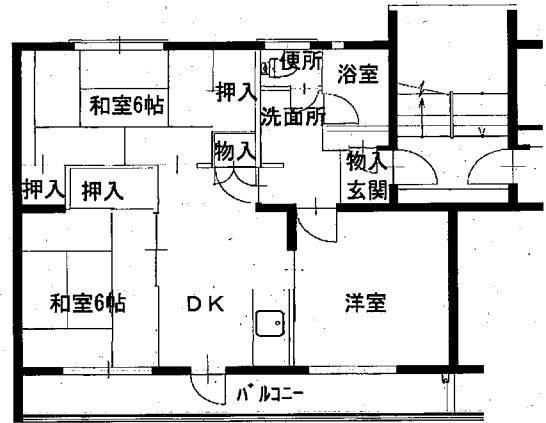


◆ 芳賀佐山団地

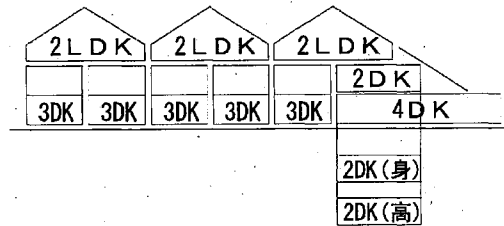
<3DK>



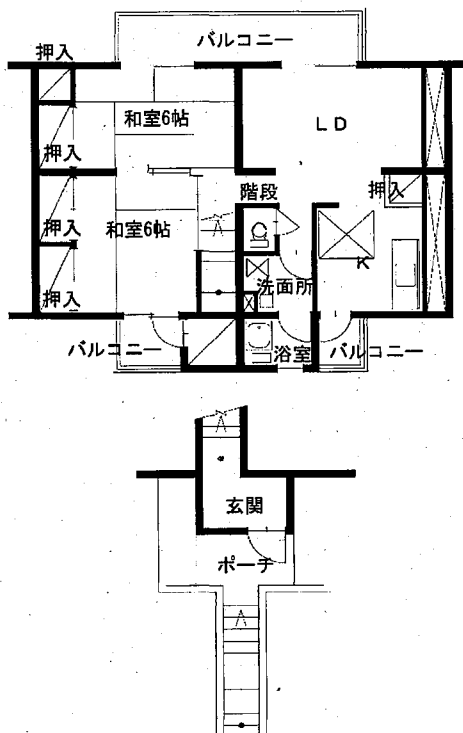
<3DK>



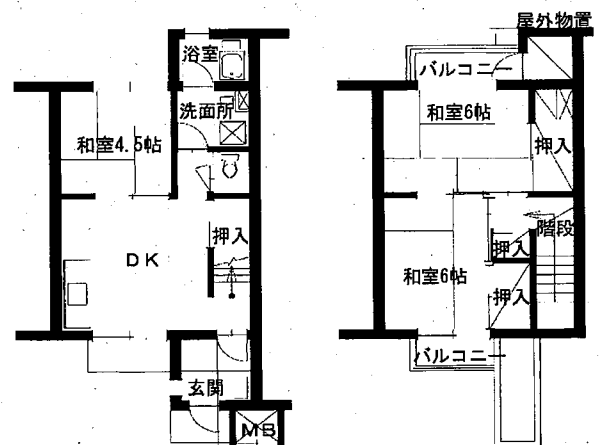
◆ うらやす団地



<2LDK>



<3DK>

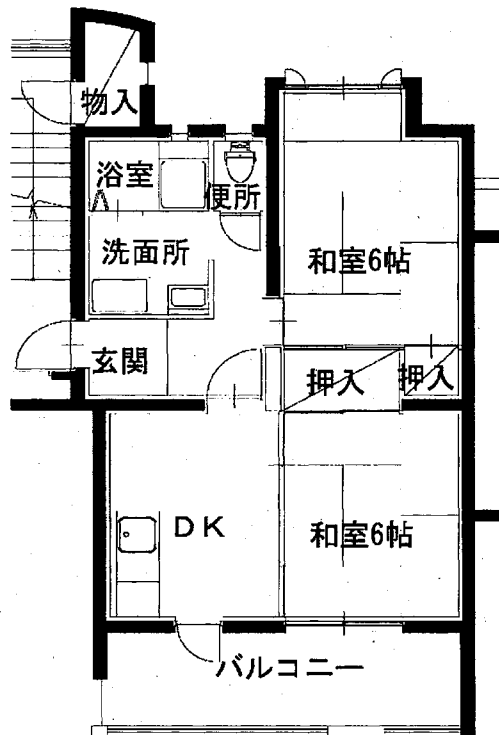


1階平面図

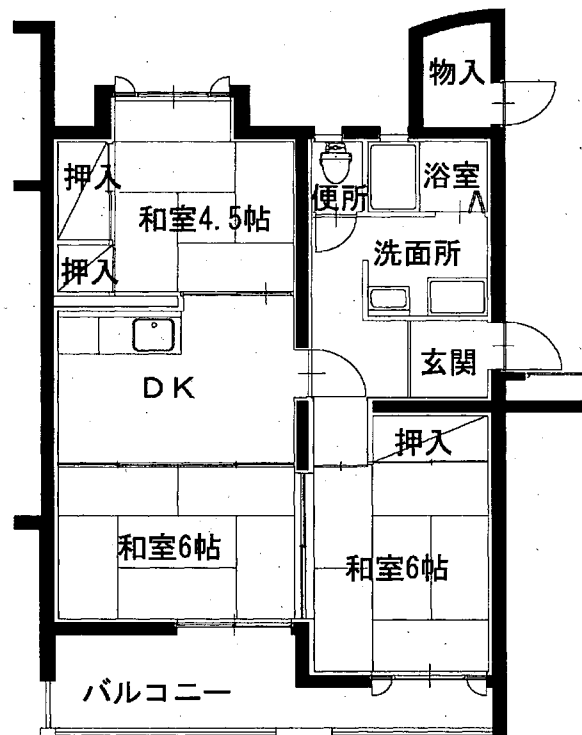
2階平面図

◆ 西大寺団地

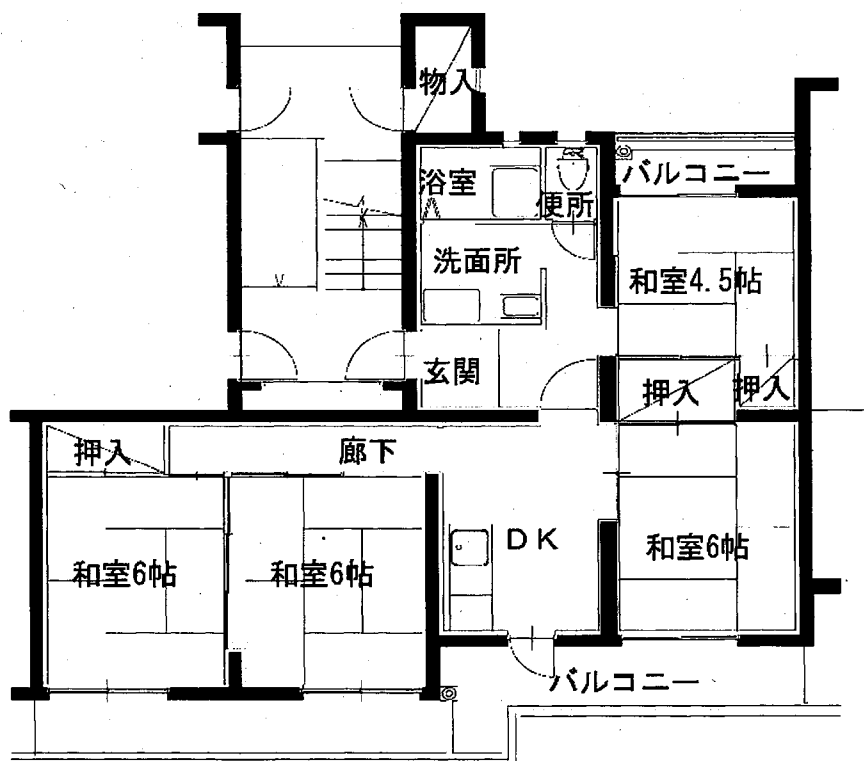
<2DK>



<3DK>

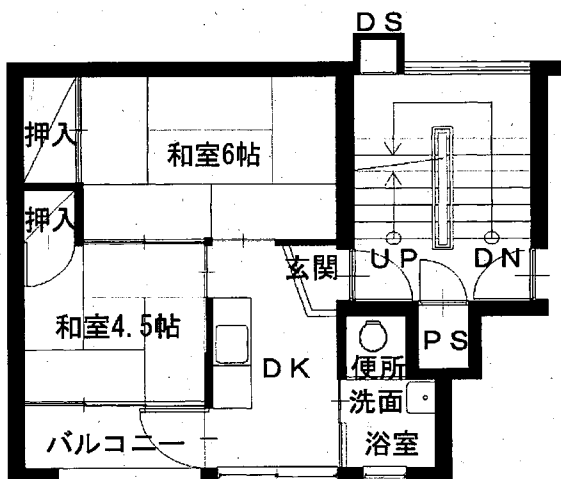


<4DK>

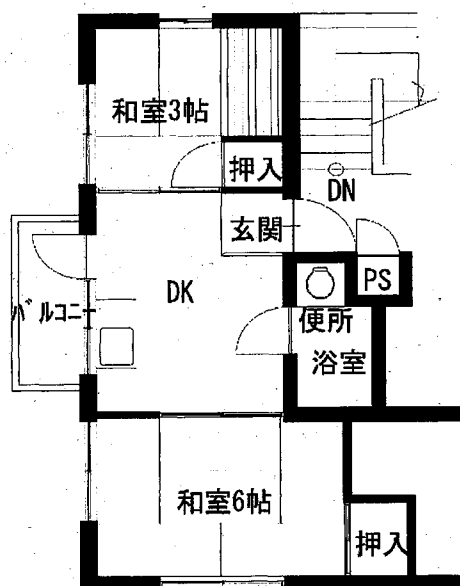


◆ 中庄団地（旧）

<2DK>

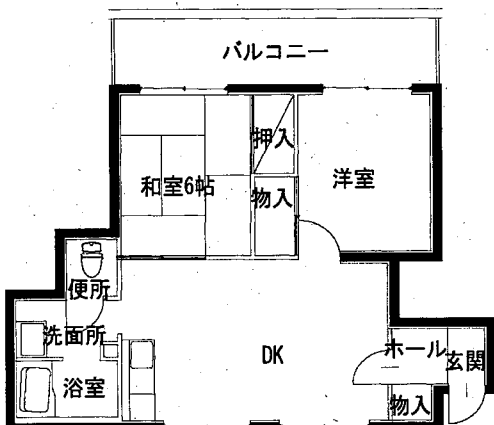


<2DK>

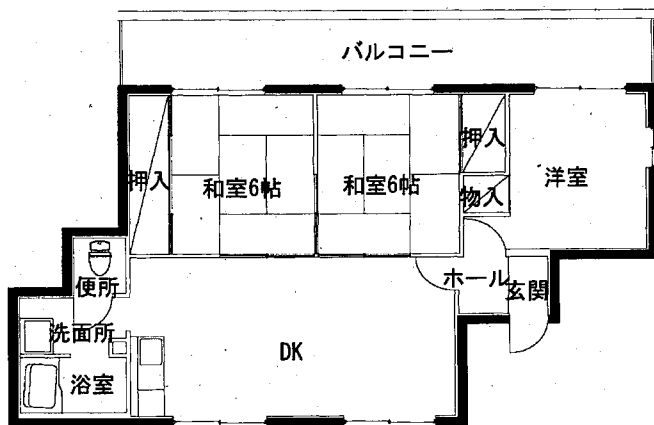


◆ 中庄団地（新）

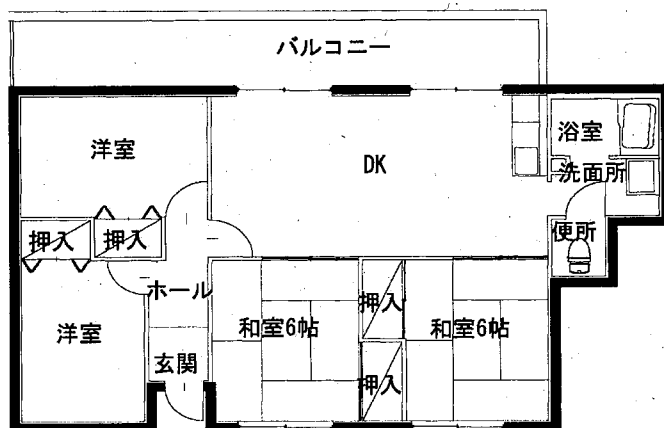
<2DK>



<3DK>

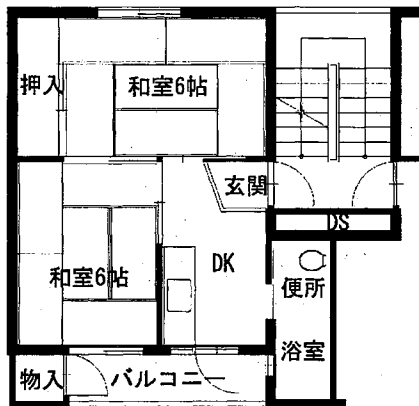


<4DK>

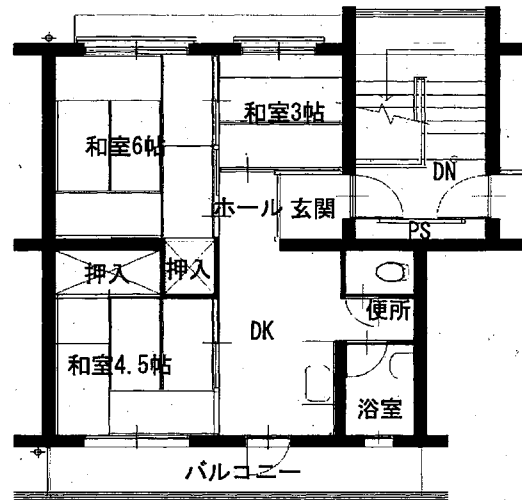


◆ 中山団地

<2DK>

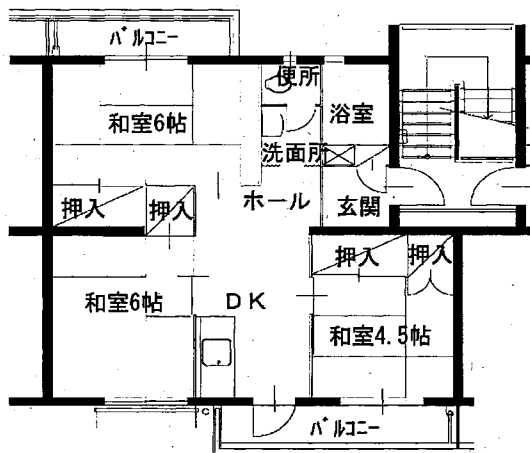


<3DK>

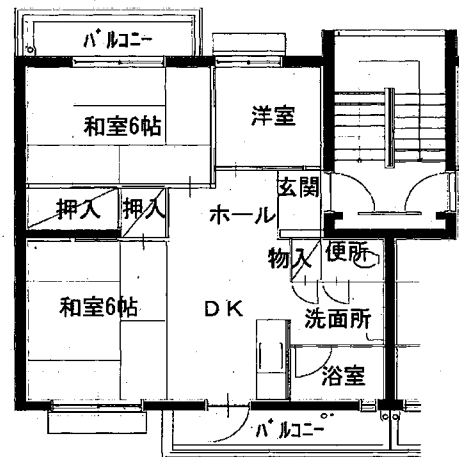


◆ 笹沖団地

<3DK>

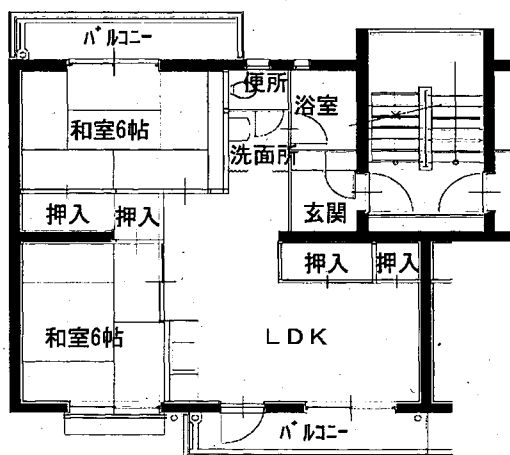


<3DK>

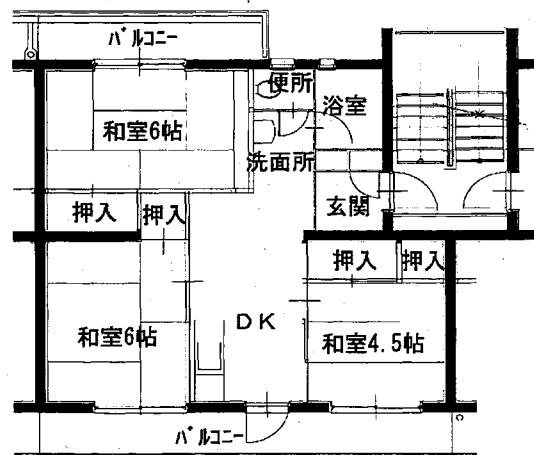


◆ 中洲団地

<2LDK>

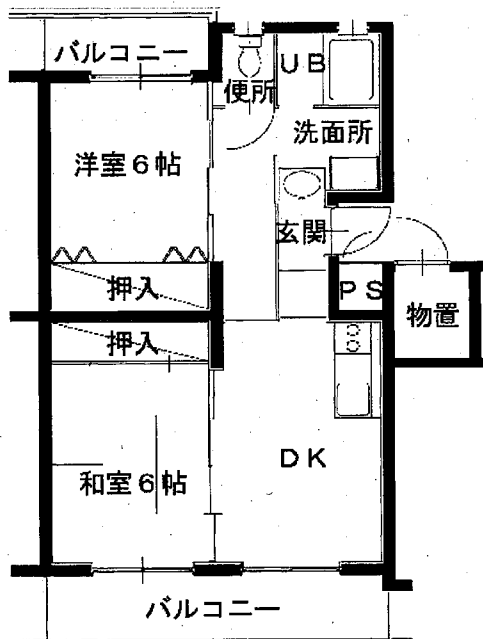


<3DK>

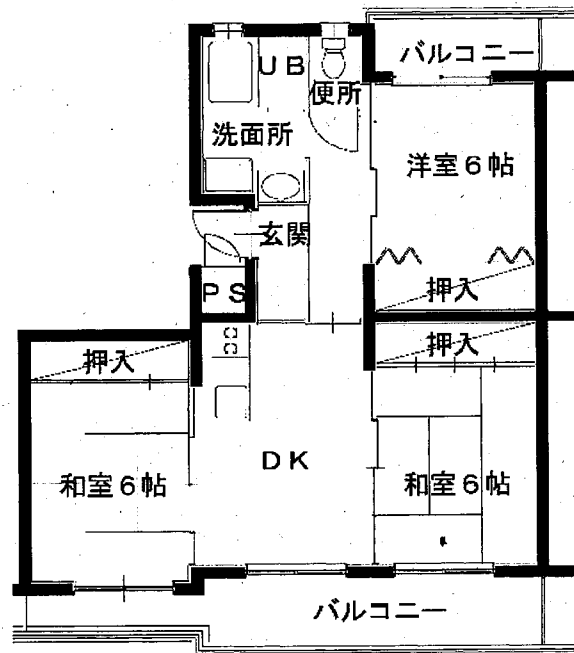


◆ 菰池団地

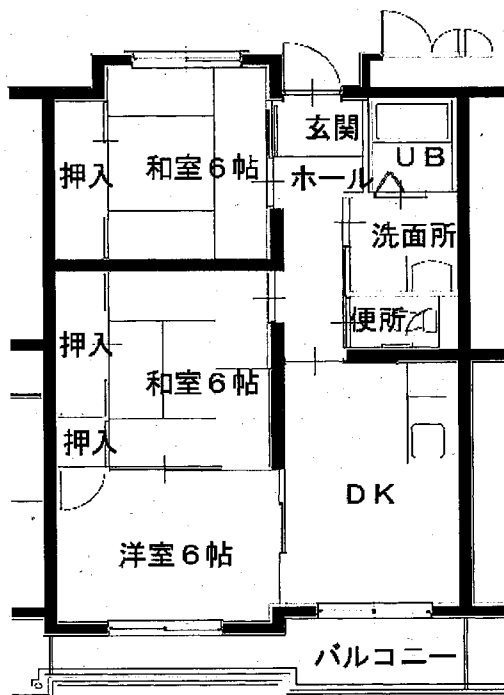
<2DK>



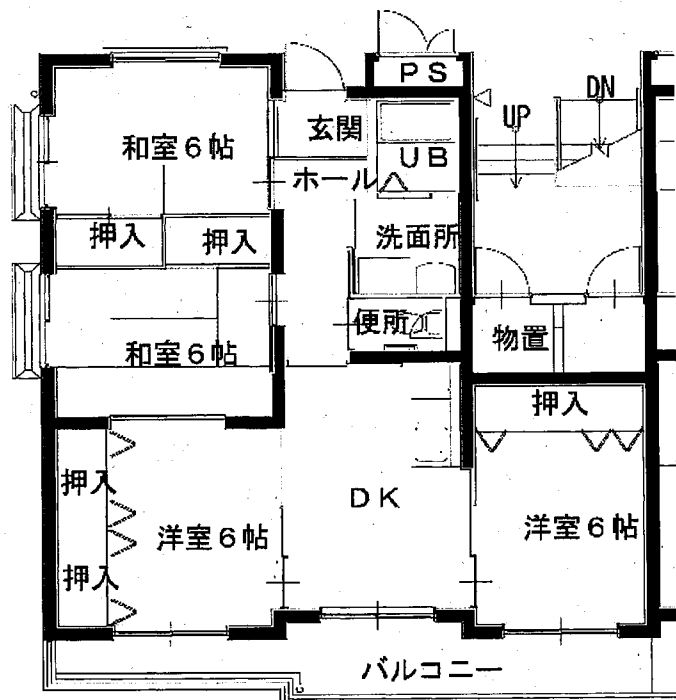
<3DK>



<3DK>

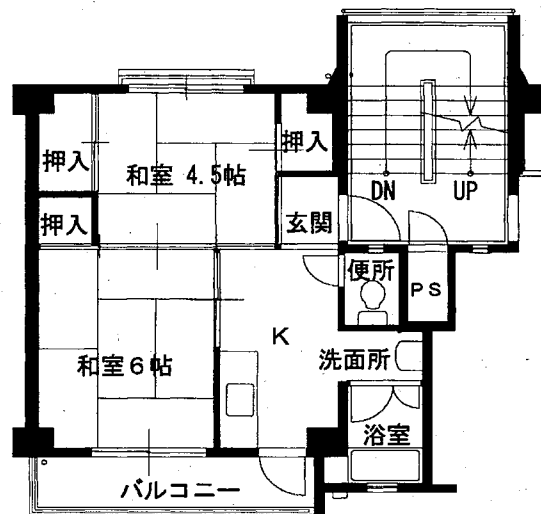


<4DK>



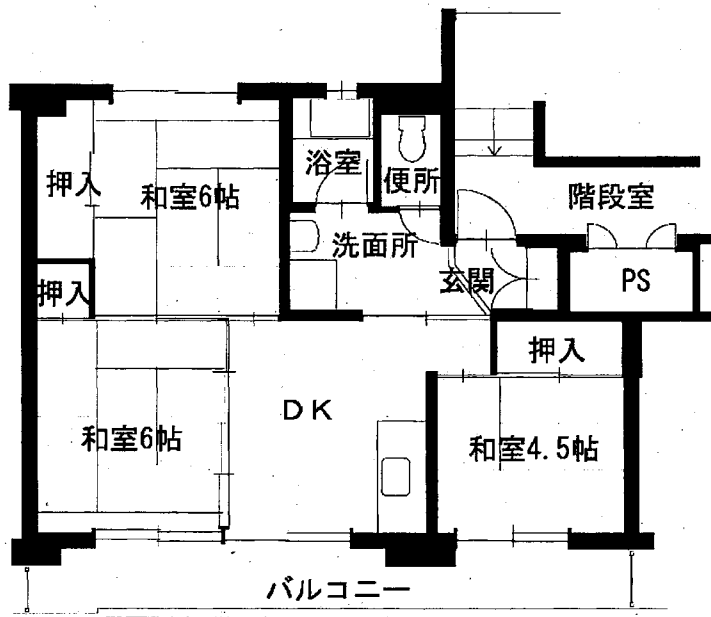
◆ 林田団地

<2K>



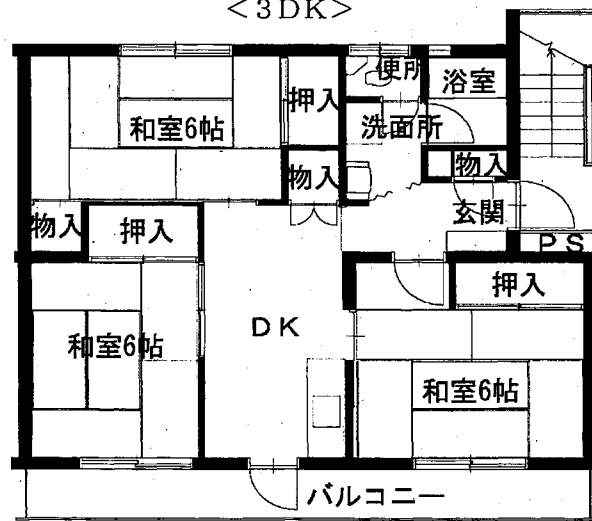
◆ 河辺団地

<3DK>



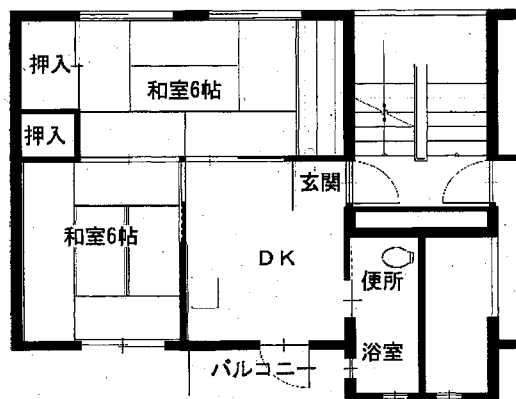
◆ 佐良山団地

<3DK>



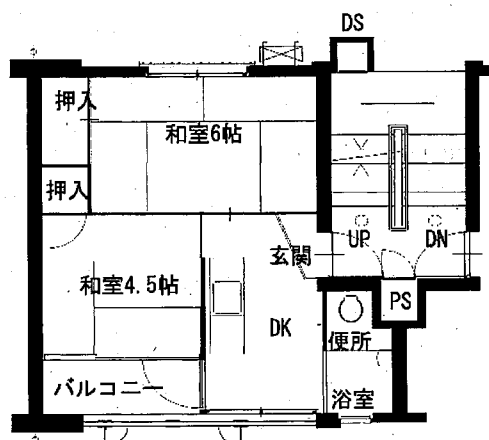
◆ 玉原団地

<2DK>



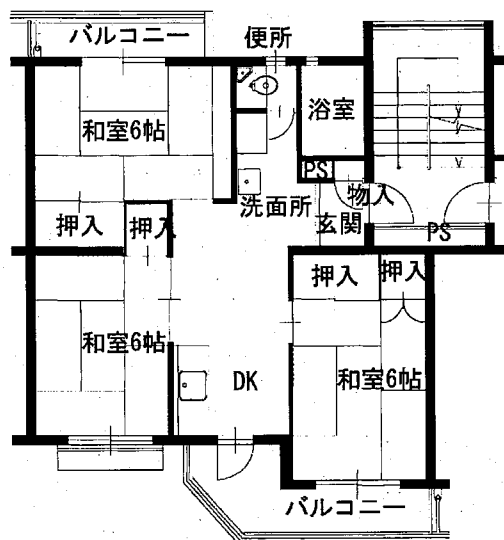
◆ 総社団地

<2DK>

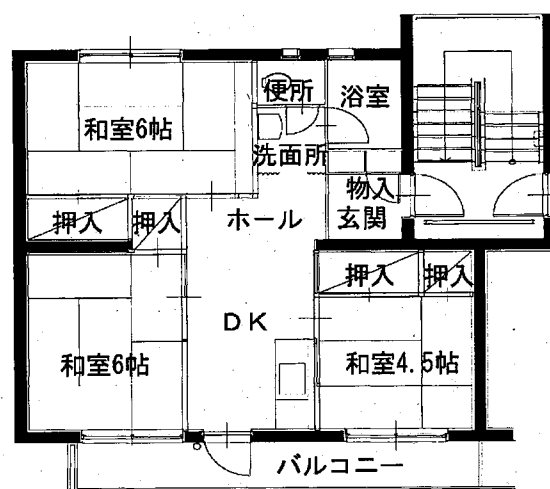


◆ 総社泉団地

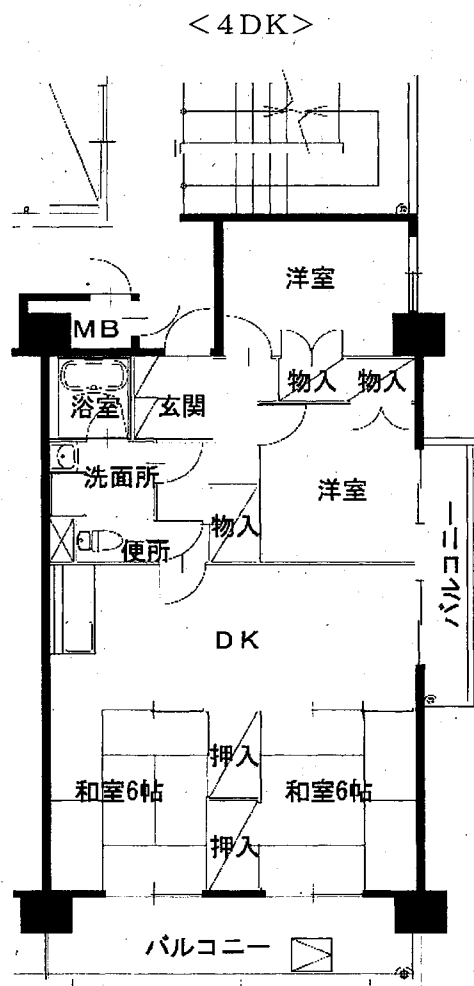
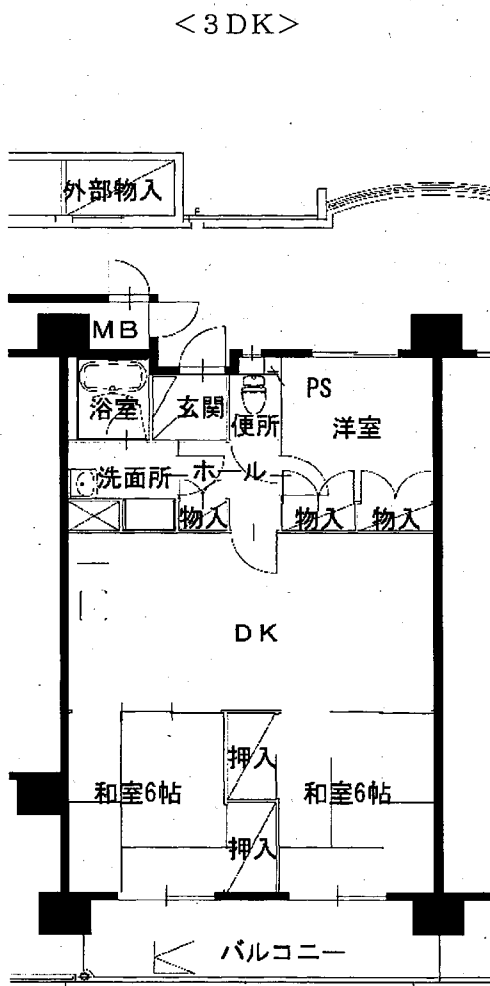
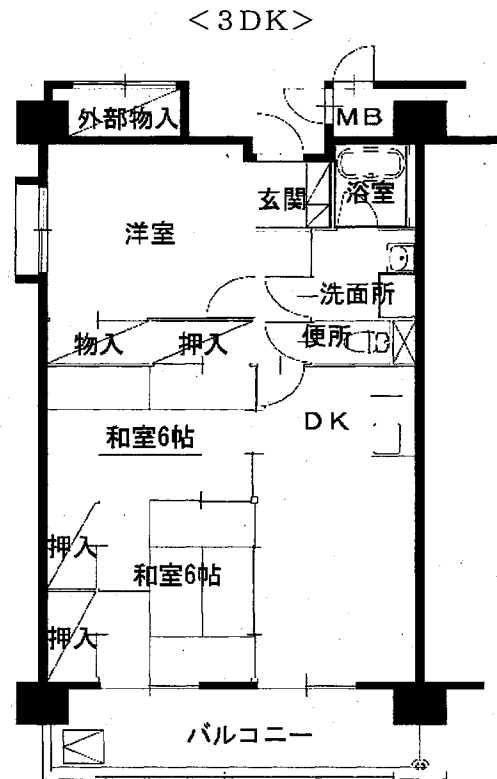
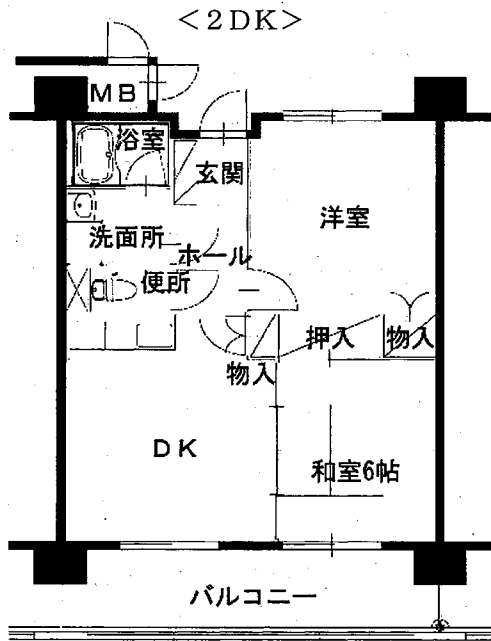
<3DK>



<3DK>



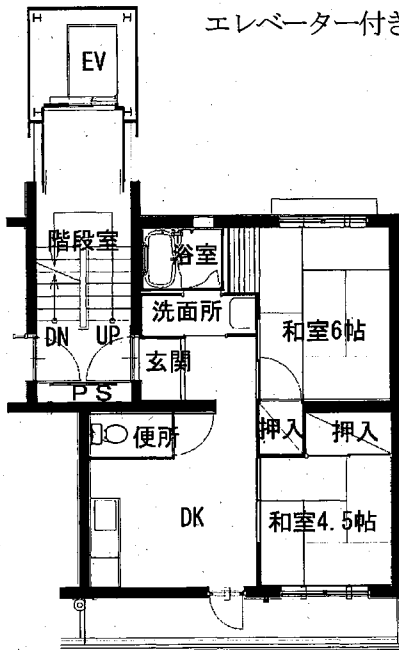
◆ 伊部団地



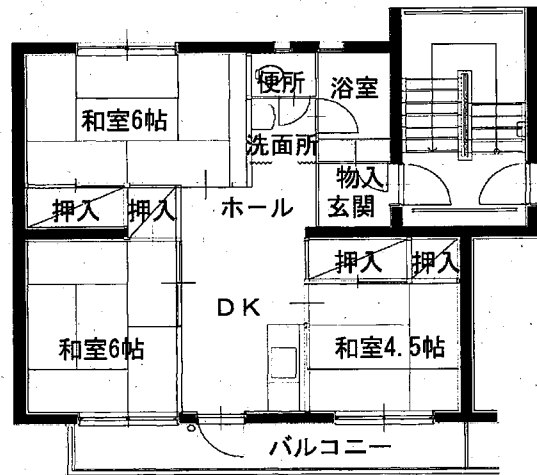
◆ 山陽団地

<2DK>

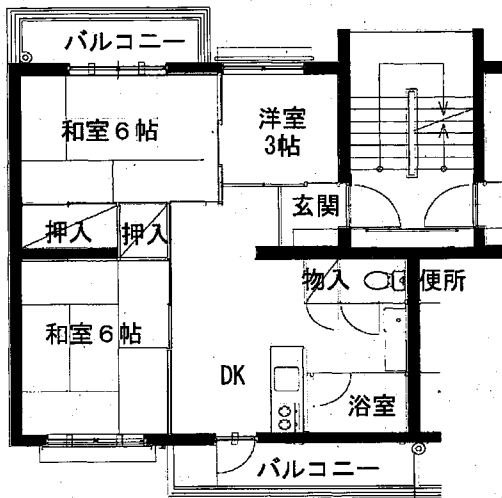
エレベーター付き (1棟のみ)



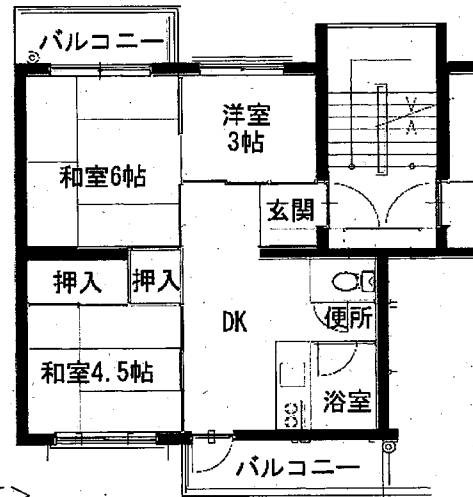
<3DK>



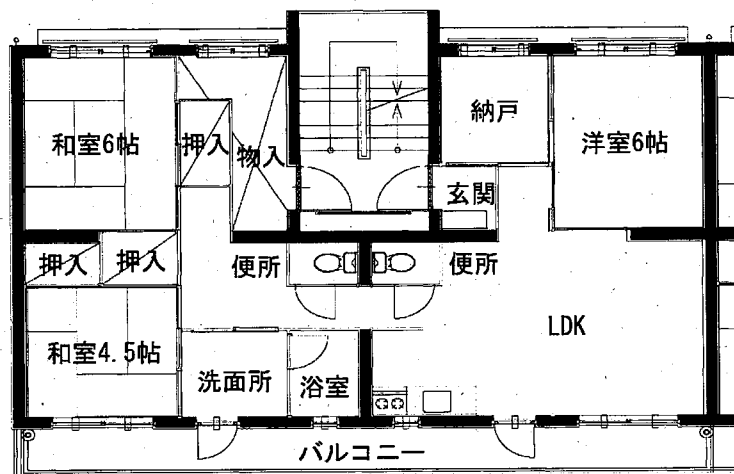
<3DK>



<3DK>



<3LDK>



12 入居後の注意事項等

入居後の主な注意事項

(1) 家賃等の納付

家賃は、毎月末日までに、その月分を納付していただきます。納付に当たっては、口座振替を利用してください。

家賃滞納者へは住宅の使用許可を取り消し、住宅の明渡しを請求します。

(2) 共益費

家賃以外に次のような共益費の支払いが必要となります。各団地の自治会（町内会）へ納付してください。共益費の額は、入居する団地によって異なります。

- 1 外灯・階段灯・集会所・給水設備・共聴アンテナ・エレベーター等の電気料金
- 2 共同水栓の上・下水道料金
- 3 集会所の維持費
- 4 消火器の充填費
- 5 高架水槽・受水槽・浄化槽・汚水処理場の清掃及び保守点検費用等

(3) 収入の申告

入居後は、毎年7月末日までに、前年の「世帯の収入」を申告していただきます。その額に応じて、翌年度の家賃を決定いたします。この際、市町村長が発行する所得・課税・控除証明書等の添付が必要です。

収入申告書類が提出されない場合や添付書類に不備がある場合には、近隣の民間住宅と同程度の家賃（以下「近傍同種の住宅の家賃」という。）を納付いただくことになりますので、必ず申告してください。

(4) 収入基準額を超えた場合

基準を超える収入を有する方は、住宅を明け渡す努力義務が生じるとともに、本来より割増しの家賃となります。

収入基準額を超えた状態が続くと、近傍同種の住宅の家賃を支払っていただくとともに明渡しの請求対象となり、その期限が到来したときは、速やかに住宅を明け渡す義務が生じます。

(5) 修繕費等

1 修繕の入居者負担

畳、襖、障子、ガラス、その他の通常の使用により生ずる損耗等は、入居者において責任をもって修繕していただきます。

また、破損・汚損が故意又は過失によると認められる場合も入居者において責任をもって修繕していただきます。

2 退去時の修繕費

退去に当たって、畳の表替えや襖・障子の張替え等にかかる費用等をご負担いただきます。

(6) 動物の飼育等の禁止

団地内での動物の飼育や預かり、餌付けは、禁止です。

(身体障害者補助犬法第2条に定める身体障害者補助犬(盲導犬等)を除く。)

(7) 家族に関する届出等

入居後、出生、転出等で家族数に増減があったときは、届出(申請)をしていただきます。

新たに同居させようとするときは、承認を得る必要がありますが、続柄、収入基準及び家賃納付状況等の条件があります。

(8) 入居承継の制限

入居者(名義人)の死亡又は離婚等による転出がある場合において、同居者が引き続き居住することを希望するときは、申請し、承認を得なければ住み続けることができません。

申請できる方は、原則として、現に同居している配偶者及び高齢者・障害者等になります。

その他、一定の収入基準以下であること、不正入居や家賃滞納等の条例違反がないこと、同居期間や転出理由等いくつかの条件があります。

(9) 用途変更の禁止

県営住宅は居住のためのものです。住宅内及び住宅敷地内で商売を営むことや会社の事務所等を置くことなど、住宅以外の用途に使用することはできません。

自治会(町内会)活動等への参加

自治会(町内会)では、入居者の皆さんが使用する共同施設(階段、集会所、公園、ゴミステーション等)について役割を分担して管理しています。

全員参加で行うもの(清掃、美化等)、当番制で行うもの(ゴミステーションの管理等)、担当役員を決めて管理するもの等、それぞれ入居者が果たすべき役割がありますので、それぞれの自治会(町内会)の「ルール」に従って参加してください。

快適な団地生活を送るために

快適な共同生活を続けるためには、入居者相互の取り決めを守ることはもちろん、日常生活のマナーに配慮しお互いに譲り合うことが重要です。

また、自分では気にならないことでも、他人にとっては迷惑なこと(騒音問題等)も、しばしばあります。

自分勝手な行動は厳に慎み、他人に迷惑をかけないことを心がけてください。

近隣の方々と普段から声をかけあうことで、お互いの生活状況を理解することができますし、緊急時(事故、急病、火事、災害等)においても、迅速な対応により被害を少なくできる場合があります。

区 分	一般 ・ 裁量
住宅番号	
家 賃	

様式第11号

県営住宅（ 団地）入居申込書（一般・特定）

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

令和 年 月 日

申 込 者 氏 名

昼間連絡が取れる電話番号 () - () - ()

昼間連絡が取れる携帯番号 () - () - ()

岡山県営住宅条例(平成9年岡山県条例第39号)第8条第1項の規定により次のとおり県営住宅への入居を申込ます。
 なお、記載内容が事実と相違するとき、又は入居申込者(その同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、入居に係る一切の権利を放棄します。
 また、入居に係る資格について、岡山県が関係機関に照会を行い、並びに入居決定後、指定管理者が氏名、住宅番号及び入居年月日を当該県営住宅の区域を含む町内会又は自治会及び補助管理人(当該県営住宅の入居者のうちから選任され、指定管理者との連絡を担う者をいう。)に通知することに同意します。

申 込 者	現住所	郵便番号 □□□□ - □□□□□□									
	フリガナ	住宅の種類 (裏面に記入)				名義人氏名 (裏面に記入)					
	氏 名					男・女	生年月日	大・昭 年 月 日	年 齢	歳	
	勤務先又は営業所	名 称	(部署)								
入居しようとする者	続 柄	フリガナ	生 年 月 日	年 齢	性 別	職 業	障害・特障・寡婦・ひとり親等の有無	年 総 収 入 金 額	所得金額		
	申込者本人										
		大・昭 年 月 日	歳	男・女							
		大・昭 年 月 日	歳	男・女							
		大・昭 年 月 日	歳	男・女							
		大・昭 年 月 日	歳	男・女							
入居しようとする者のうち、申込者本人と現住所が異なる者	氏 名	現 住 所						備 考			
入居しないが所得税法(昭和40年法律第33号)上扶養している親族	続 柄	氏 名	生 年 月 日	年 齢	障害・特障の有無	備 考					
			大・昭 年 月 日	歳							
			大・昭 年 月 日	歳							

所得金額の合計	諸 控 除 該 当 額	公営住宅法でいう収入金額	合計	円
円 -	同居親族等 () 名 × 380,000円	÷12月 = 円	一般	0~104,000円
	老人扶養親族等 () 名 × 100,000円			104,001~123,000円
	特定扶養親族(注) () 名 × 250,000円			123,001~139,000円
	障害者 () 名 × 270,000円			139,001~158,000円
	特別障害者 () 名 × 400,000円			158,001~186,000円
	寡婦・ひとり親 () 名、 円			186,001~214,000円
控除金額の合計	円	(注) 扶養親族のうち16歳以上23歳未満の者		

太枠内を記入してください。

該当する事項に○を付け、必要事項を記入してください。		確認	
住 宅 困 窮 の 状 況	1 住宅以外の建物等に居住している。	倉庫・事務所・その他（ ）	
	2 保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している。	老朽住宅・仮設住宅・その他（ ）	
	3 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。	総人数： 人（うち成人： 人） 就寝可能な4.5畳以上の部屋数： 室 居住年数： 年 月	
	4 住宅がないため親族と同居することができない。 （親族には事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び婚約者を含む。）	親族の住所： （入籍予定： 年 月 日）	
	5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成の関係から不適当な居住状態にある。	総人数： 人（うち成人： 人） 就寝可能な4.5畳以上の部屋数： 室 居住年数： 年 月	
	6 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がない。	立退き要求理由（ ）	
	7 勤務場所から著しく遠隔の地に居住している。	片道距離： km / 所要時間： 分	
	8 収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている。	家賃： 円 / 家主氏名：	
	9 その他（災害等）	理由（ ）	

A 持家（居住していないものを含む。）	有 ・ 無
B 岡山県営住宅への入居実績	有 ・ 無
	団地名：（ ） 退去時期：（ ） 家賃滞納：（ 有 ^{（注1）} ・ 無 ）
C 緊急時連絡先（予定）氏名	続柄（ ） 続柄（ ）
D 特定目的住宅 ^{（注2）} への入居希望	有（区分： ） ・ 無

（注1）過去において県営住宅に入居していた方で、家賃の滞納がある場合、申込みは無効となります。

（注2）入居資格は9～13ページ、募集団地一覧表は1～4ページに記載していますので、ご覧ください。

【住宅の種類・名義人氏名】

（1）現在居住している住宅の種類について、次の①～⑨の中から該当するものに○印を付けてください。

住宅の種類	① 民間借家		⑤ 持家		⑨ その他 （具体的に記入してください。）
	② 下宿・間借り		⑥ 県営住宅		
	③ 親族の家に同居		⑦ 市町村営住宅		
	④ 社宅・寮		⑧ 公社・UR賃貸住宅		

（2）現在居住している住宅の名義人氏名を記入してください。

名義人氏名	
-------	--

【確認事項】

下記の事項を確認の上、□にチェックをお願いします。チェックがついていない場合、申込みができない場合があります。

- ☐ 入居後、動物の飼育はしません。※県営住宅では動物の飼育が禁止されてます。
- ☐ 団地敷地内の駐車は1台のみということに同意します。（県管理駐車場の場合のみ）
- ☐ 募集案内書の内容を確認しました。
- ☐ 当選後、資格審査必要書類が揃わない場合は失格となります。
- ☐ 申込団地、郵送先住所、連絡が取れる電話番号に間違いはありません。
- ☐ 抽選回数の特典について必要書類等確認しました。
- ☐ 本申込書への記載内容に虚偽はありません。※虚偽が判明した場合は失格となります。

抽選回数優遇該当要件(16～18ページ) ※必要書類が無い場合は、優遇措置は受けられません	
--	--

管理センター使用欄

◇ 入居申込書記入例

様式第11号

県営住宅（ 〇〇〇〇 団地）入居申込書（一般・特定）

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

令和 7 年 7 月 4 日

申込者氏名 岡山 太郎

屋間連絡が取れる電話番号 (〇〇〇) - (〇〇〇) - (〇〇〇〇)

屋間連絡が取れる携帯番号 (〇〇〇) - (〇〇〇〇) - (〇〇〇〇)

岡山県営住宅条例(平成9年岡山県条例第39号)第8条第1項の規定により次のとおり県営住宅への入居を申込ます。

なお、記載内容が事実と相違するとき、又は入居申込者(その同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、入居に係る一切の権利を放棄します。

また、入居に係る資格について、岡山県が関係機関に照会を行い、並びに入居決定後、指定管理者が氏名、住宅番号及び入居年月日を当該県営住宅の区域を含む町内会又は自治会及び補助管理人(当該県営住宅の入居者のうちから選任され、指定管理者との連絡を担う者をいう。)に通知することに同意します。

申込者	郵便番号	7 0 0 - 0 8 2 4							
	現住所	岡山市北区内山下X-Y-Z 岡山アパート16号							
	住宅の種類	(裏面に記入)							
	名義人氏名	(裏面に記入)							
フリガナ	オカヤマ タロウ								
	氏名	岡山 太郎	男 女						
	生年月日	大 昭 〇〇年 〇月 〇日	年齢 〇〇 歳						
勤務先又は営業所	名称	(株) 山本三郎商店							
	所在地	岡山市北区中山下A-B-C							
	電話番号	(〇〇〇) - (〇〇〇) - (〇〇〇〇)							
入居しようとする者	続柄	フリガナ	生年月日	年齢	性別	職業	障害・特障・寡婦・ひとり親等の有無	年 終 収 入 金 額	所得金額
	申込者本人	岡山 太郎					なし		
	妻	オカヤマ ヨウコ 岡山 洋子	大・昭 〇〇年 〇月 〇日	〇〇 歳	男 女	なし	なし		
	子	オカヤマ ヤスコ 岡山 安子	大・昭 〇年 〇〇月 〇日	〇〇 歳	男 女	中学生	なし		
	子	オカヤマ ジロウ 岡山 次郎	大・昭 〇年 〇月 〇〇日	〇 歳	男 女	幼稚園児	なし		
	義母	ヤマダ フミコ 山田 文子	大・昭 〇年 〇月 〇〇日	〇〇 歳	男 女	なし	身障3級		
入居しようとする者のうち、申込者本人と現住所が異なる者	氏名	現住所			備考				
入居しないが所得税法(昭和40年法律第33号)上扶養している親族	続柄	氏名	生年月日	年齢	障害・特障の有無	備考			
	父	岡山 一郎	大平・昭 〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇 歳	なし				
	母	岡山 花子	大平・昭 〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇 歳	なし				

所得金額の合計	諸控除該当欄	公営住宅法でいう収入金額	合計	円
円 -	同居親族等 () 名 × 380,000円	÷12月= 円	一般	0~104,000円
	老人扶養親族等 () 名 × 100,000円			104,001~123,000円
	特定扶養親族(注) () 名 × 250,000円			123,001~139,000円
	障害者 () 名 × 270,000円			139,001~158,000円
	特別障害者 () 名 × 400,000円			158,001~186,000円
	寡婦・ひとり親 () 名、 円			186,001~214,000円
控除金額の合計	円	- 42 -	(注) 扶養親族のうち16歳以上23歳未満の者	

- 1 入居を希望する団地名を記入してください。
中庄団地を申込みされる方は、(新)か(旧)を必ず記入してください。
- 2 申込者の氏名を記入してください。押印不要です。
- 3 屋間(8:30~17:30)に連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。
※ 携帯電話等は、株式会社東急コミュニティー岡山県営住宅管理センターからの電話が繋がるよう設定しておいてください。
- 4 「現住所」欄について
ア 住宅の名称、号棟、室番まで明記してください。
イ 現在居住している住宅の種類は、裏面に記入してください。
ウ 現在居住している住宅の名義人氏名は、裏面に記入してください。
- 5 「勤務先又は営業所」欄について
ア 申込者の勤務先の名称・所在地・電話番号・勤務(営業)年数を記入してください。
なお、勤務先の名称は、〇〇会社△△営業所等と具体的に記入してください。
イ 事業所得者の方は、「自営」と記入の上、事業内容を具体的に記入してください。
ウ 現在無職の方は、「なし」と記入してください。
- 6 「入居しようとする者」欄について
ア 入居しようとする方全員について、続柄・氏名・フリガナ・生年月日・性別等を記入してください。
イ 「婚約者」と一緒に入居される場合は、続柄は婚約者と記入し、婚約者の氏名・フリガナ等を記入してください。
また、「入居しようとする者のうち、申込者本人と現住所が異なる者」欄に婚約者の現在の住所も必ず記入してください。
ウ 申込み後の家族の追加(出産は除く。)及び変更は認められません。
エ 障害者、特別障害者、寡婦及びひとり親に該当する方は、その旨を記入してください。
オ 職業欄には、申込者以外の方で、給与所得の方は職業名を、また、事業所得の方は「自営」と記入してください。
また、学生の場合は、小学生、中学生、高校生、大学生の別を、無職の場合は、「なし」と記入してください。
- 7 「入居しないが所得税法(昭和40年法律第33号)上扶養している親族」欄について
現在、申込者の所得税法上の扶養控除対象者となっている方で、入居しない方がいれば、記入してください。

※ 太枠内を記入してください。

該当する事項に○を付け、必要事項を記入してください。			確認
住宅 困 窮 の 状 況	1 住宅以外の建物等に居住している。	倉庫・事務所・その他（ ）	← 1
	2 保安上危険又は衛生上有害な状態にある住宅に居住している。	老朽住宅・仮設住宅・その他（ ）	
	3 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。	総人数： 人（うち成人： 人） 就寝可能な4.5畳以上の部屋数： 室 居住年数： 年 月	
	4 住宅がないため親族と同居することができない。 （親族には事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び婚約者を含む。）	親族の住所： （入籍予定： 年 月 日）	
	5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成の関係から不適当な居住状態にある。	総人数： 人（うち成人： 人） 就寝可能な4.5畳以上の部屋数： 室 居住年数： 年 月	
	6 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がない。	立退き要求理由（ ）	
	7 勤務場所から著しく遠隔の地に居住している。	片道距離： km / 所要時間： 分	
	8 収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている。	家賃： 65,000 円 / 家主氏名： OO △△	
	9 その他（災害等）	理由（ ）	

A 持家（居住していないものを含む。）	有 ・ ☒ 無	
B 岡山県営住宅への入居実績	有 ・ ☒ 無	
	団地名：（ ） 退去時期：（ ） 家賃滞納：（ 有 ^{（注1）} ・ 無 ）	
C 緊急時連絡先（予定）氏名	山本 三郎 続柄（ 義兄 ） 山本 四郎 続柄（ 義弟 ）	← 2
D 特定目的住宅 ^{（注2）} への入居希望	有（区分： ） ・ ☒ 無	← 3

（注1）過去において県営住宅に入居していた方で、家賃の滞納がある場合、申込みは無効となります。

（注2）入居資格は9～13ページ、募集团地一覧表は1～4ページに記載していますので、ご覧ください。

【住宅の種類・名義人氏名】

（1）現在居住している住宅の種類について、次の①～⑨の中から該当するものに○印を付けてください。

住宅の種類	① 民間借家	☒	⑤ 持家		⑨ その他 （具体的に記入してください。）
	② 下宿・間借り		⑥ 県営住宅		
	③ 親族の家に同居		⑦ 市町村営住宅		
	④ 社宅・寮		⑧ 公社・UR賃貸住宅		

（2）現在居住している住宅の名義人氏名を記入してください。

名義人氏名	岡山 太郎
-------	-------

【確認事項】

下記の事項を確認の上、□にチェックをお願いします。チェックがついていない場合、申込みができない場合があります。

- ☐ 入居後、動物の飼育はしません。※県営住宅では動物の飼育が禁止されています。
- ☐ 団地敷地内の駐車は1台のみということに同意します。（県管理駐車場の場合のみ）
- ☐ 募集案内書の内容を確認しました。
- ☐ 当選後、資格審査必要書類が揃わない場合は失格となります。
- ☐ 申込団地、郵送先住所、連絡が取れる電話番号に間違いはありません。
- ☐ 抽選回数の優遇について必要書類等確認しました。
- ☐ 本申込書への記載内容に虚偽はありません。※虚偽が判明した場合は失格となります。

抽選回数優遇該当要件ア～ナ（16～18ページ） ※必要書類が無い場合は、優遇措置は受けられません	
---	--

- 1 「住宅困窮の状況」欄について
 ア 現在、住宅に困っている状況を、1～9の中から選んで○印（複数でも可）を付け、右側の欄も記入してください。
- イ 下の【住宅の種類・名義人氏名】で③（親族の家に同居）に○印を付けた方は、3又は5に○印を付け、同居人数や就寝可能な4.5畳以上の部屋数等を記入してください。
 ※ 「入居資格審査」の際には、現住所にお住いの同居者全員の住民票（続柄の省略されていないもの）を提出していただくこととなります。
- ウ 6に○印を付けた方は、「入居資格審査」の際には、立退き要求を受けていることが分かる書面を提出していただくこととなります。
- エ 8に○印を付けた方は、「入居資格審査」の際には、賃貸借契約書の写しを提出していただくこととなります。
- オ なお、住宅困窮の理由がないと判断されると、受付できないことがあります。

- 2 「緊急時連絡先（予定）氏名」欄について
 緊急時の対応のご協力をお願いする場合がありますので、原則、親族の方で、県内に居住している方を連絡先として1名以上記入してください。

- 3 「特定目的住宅への入居希望」欄について
 ア 今回募集している団地の中に、入居希望の特定目的住宅がある場合は、4ページで入居資格を確認の上、「有」に○印を付け、希望する住宅の区分（下に記載の略称）を記入してください。

区 分	略 称
多家族世帯向け住宅	多
高齢者同居世帯向け住宅	高同
高齢者世帯向け住宅	高
身体障害者世帯向け住宅	身
シルバーハウジング （高齢者世話付き住宅）	シルバー
子育て世帯向け住宅	子

- イ 特定目的住宅を希望された方は、抽選会において選定順位を決定した際、選定順位内であれば必ず特定目的住宅を選定していただきます。
 なお、特定目的住宅が先に全て選定された場合でも、一般住宅の選定順位以内であれば、一般住宅を選定する権利があります。

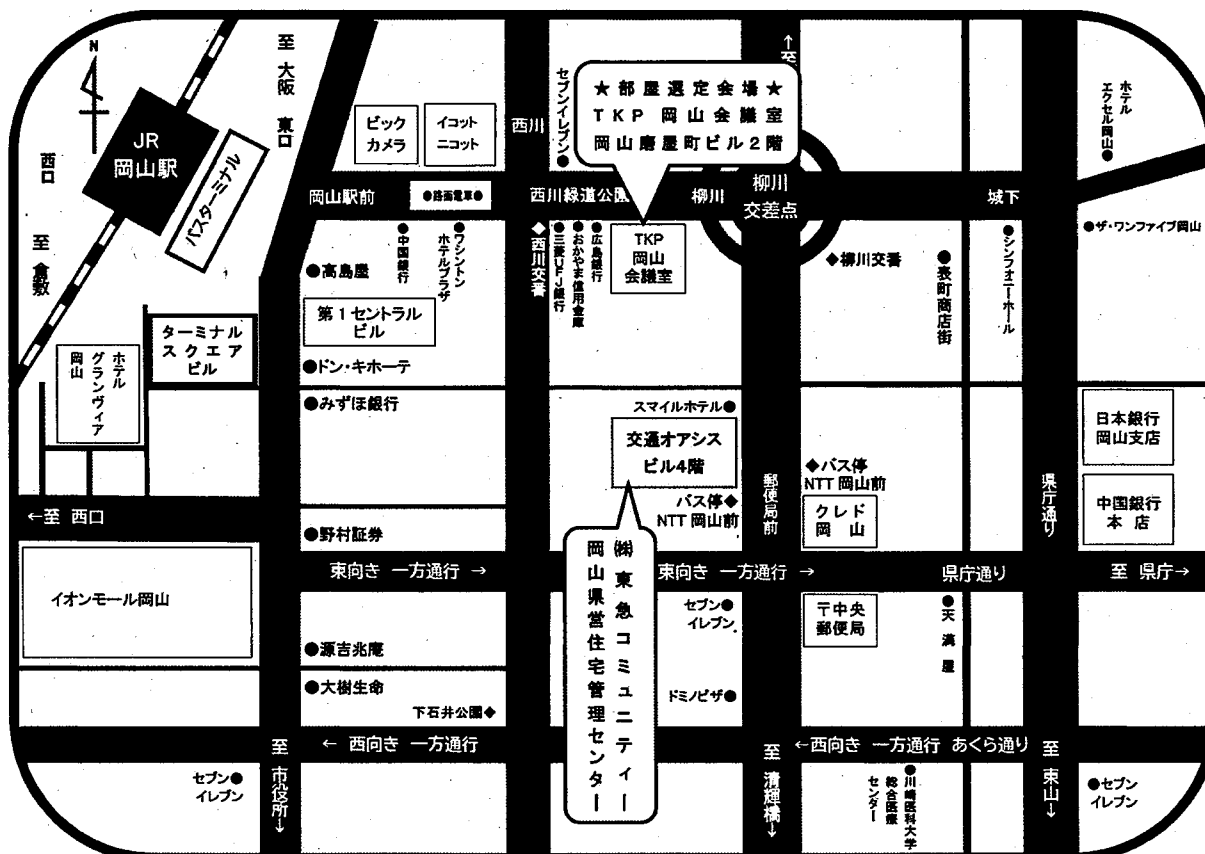
- 4 【住宅の種類・名義人氏名】欄について
 現在居住している住宅の種類を、①～⑨の中から1つ選んで○印を付けてください。

- 5 現在居住している住宅の名義人氏名を記入ください。
 ※ 民間借家の場合、その住宅の契約者の氏名を記入してください。
 「入居資格審査」の際には、賃貸借契約書の写しを提出していただくこととなります。

- 6 【確認事項】欄について
 ご確認の上、□にチェックをお願いします。

- 7 抽選回数優遇に該当する要件ア～ナに該当する場合は該当要件を記入ください。
 ※ 該当要件は16～18ページに記載。
 ※ 上記のほかに必要な書類を提出していただくことがあります。

東急コミュニティー岡山県営住宅管理センターへの経路略図



☆お問い合わせ、募集受付窓口

東急コミュニティー 岡山県営住宅管理センター

岡山市北区磨屋町10-12 交通オアシスビル4階

NTT岡山前バス停 徒歩1分

※来客駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

○抽選会場

岡山県立図書館 サークル活動室1

岡山市北区丸の内2-6-30

県庁前バス停 徒歩1分

路面電車「県庁通り」 徒歩5分

※申込者の参加は必要ありません。

○部屋選定会場

T.K.P.岡山会議室 岡山県岡山市北区磨屋町1-6 岡山磨屋町ビル2F

岡山駅後楽園口(東口) 徒歩7分

※来客駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。